

第 58 回定時総会

と き：平成29年5月19日（金）10：00～
ところ：ホテルライフオート札幌

北海道行政書士会

1 開会のことば

○司 会：

ただ今より、北海道行政書士会第58回定時総会を開催します。

次第に基づき、「開会のことば」を北海道行政書士会副会長の宮元仁よりお願いします。

○宮元副会長：

皆さん、おはようございます。

これより、第58回北海道行政書士会定時総会を開催します。よろしくお願いします。

(拍手)

○司 会：

これより、行政書士の職業倫理、職務姿勢を内外に示す行政書士倫理綱領を読み上げますので、代議員の皆様、役員の皆様にはご起立をお願いします。

総務部理事の佐藤聡が倫理綱領の前文を読み上げますので、続いて皆様には各項のご唱和をお願いします。

○佐藤理事：

行政書士倫理綱領を読み上げますので、ご唱和のほど、よろしくお願いします。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

ありがとうございました。

○司 会：

ご着席ください。

2 物故者への黙とう

○司 会：

続いて、物故者への黙とうを北海道行政書士会副会長の小林八重子が執り行います。

○小林副会長：

平成28年度、志半ばにして亡くなられた皆様に謹んで黙とうを捧げたいと思います。ご起立をお願いします。

お名前を読み上げます。

札幌支部 谷岡武博様、藤原聖様、長谷川壽朗様、小関益美様、西原要吉様、松浦盛次様、南部朋史様、鈴木恆雄様。函館支部 松本延夫様、中村正樹様、佐々晃様。小樽支部 今井省三様。旭川支部 澤沼孝様。室蘭支部 柴田淑夫様。十勝支部 田村武治様。

以上、謹んで黙とうを捧げます。

黙とう。

終わります。お直りください。

3 会長あいさつ

○司 会：

続いて、北海道行政書士会会長 吉村学よりご挨拶をいたします。
よろしくお願いします。

○吉村会長：

皆さん、おはようございます。北海道行政書士会第58回定時総会開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、北海道知事 高橋はるみ様代理、北海道総合政策部地域主権・行政局市町村課長 長尾法明様、北海道議会議員 道下大樹様をはじめ関係諸団体の皆様方ご来賓には、大変ご多用の中ご臨席をいただき、心より感謝申し上げます。

また、日本行政書士会連合会会長 遠田和夫様には遠路よりご臨席をいただき、本定時総会が開催できますこと大変ありがたく、改めてお礼を申し上げます。

さらに、全道12支部の代議員の皆様には、早朝よりお集まりをいただき、心よりお礼を申し上げます。

平成25年5月の第54回定時総会において会長職を拝命以来2期4年が経過し、今改めて月日の流れの早さと責任の重さを痛感しています。

平成28年度は、「職域の確保・拡大に向けた取組の推進」をはじめとして7項目を重点項目に掲げ、役員の皆様と議論を重ねながら各事業を着実に進めました。特に「職域の確保・拡大に向けた取組の推進」については、最重要課題に位置付け、中小企業支援に力を入れて取り組みましたし、「広報、社会貢献活動の充実」では、法教育を中心として各部横断的な取組方を模索しました。さらに、「研修制度の充実」については、法学研修を含めた今後のあり方と指針を検討するなど、役員一同が全ての計画を着実に進めるべく精力的に会務を遂行しました。

この中で、昨年、大きな進展があったものをご紹介しますと、まず「職域の確保・拡大に向けた取組の推進」では、平成25年に日本政策金融公庫と締結した「中小企業等支援に関する覚書」を進める取組として創業支援セミナーと融資申請支援業務研修会を開催し、創業支援や融資申請分野において会員の皆様が活躍できるような事業展開を図りました。

次に、法教育事業については、札幌市立西岡南小学校の4年生を対象とした本会初の出張出前講座と北海道立鶴川高等学校で高校生向けの法教育講座を実施したところ、いずれも学校側の反応は良く、今後の事業展開につながる最高の結果となりました。

さて、経済情勢はいまだに不安定であると言われていますが、私たち行政書士を取り巻く環境も依然として厳しい情勢が続いています。その中であって、平成30年1月から北海道でも実施予定の自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）については、自動車関係業務を専門とする会員の多くが大きな影響を受けることから、平成29年2月28日の国土交通省自動車局長通達により長年の悲願であった行政書士専用の封印取付けが受託可能となったことを、行政書士のさらなる自動車関連業務拡大に向けた起爆剤の一つとして、しっかりと規則等を整備した上で着実に実行につなげていき、北海道会の強固な団結力を全国に発信したいと考えています。

平成29年度も、新体制のもと北海道会として揺らぐことのない基本方針をベースに、本会会員のために全ての役職員がしっかりと会務を引き継いでいく考えですので、会員の皆様のさらなる力強いご支援とご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

そして、最後に、代議員の皆様にご報告とお礼を申し上げます。去る4月28日に夕張市役所において、本会のこれまで10年間にわたる夕張支援に対する感謝状を鈴木市長よりいただきました。このことは、空知支部会員を中心とした本会会員の皆様のご理解とご協力の賜であると改めて感謝するとともに、厚くお礼を申し上げます。本当に長期間にわたり地道な活動を支えていただき、ありがとうございました。

終わりになりますが、本定時総会に大変お忙しい中、ご臨席をいただきましたご来賓の皆様にご改めて感謝申し上げますとともに、このように多くの皆様にご出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げ、ご挨拶とします。

本日は、誠にありがとうございました。(拍手)

4 来賓紹介

○司 会:

続いて、本日ご臨席をいただきましたご来賓の方々をご紹介します。

総務部理事の大淵から紹介をします。

○大淵理事:

ご来賓の方々をご紹介します。

北海道知事 高橋はるみ様代理、北海道総合政策部地域主権・行政局市町村課長 長尾法明様 (拍手)

北海道議会議員 道下大樹様 (拍手)

日本行政書士会連合会会長 遠田和夫様 (拍手)

札幌司法書士会副会長 後藤力哉様 (拍手)

北海道行政書士会顧問弁護士 古山忠様 (拍手)

北海道社会保険労務士会副会長 小笠原俊介様 (拍手)

北海道行政書士会相談役 佐藤良雄様 (拍手)

北海道行政書士会相談役 深貝亨様 (拍手)

北海道行政書士会名誉会長 加藤隆夫様 (拍手)

5 表 彰

○司 会:

これより、表彰に移ります。

永年の業務歴あるいは役員歴等により行政書士制度の発展、本会の発展にご尽力されました会員の表彰を行います。

総務部理事の森越が担当します。

○森越理事:

平成29年度北海道行政書士会会長表彰を受賞されました会員の皆様をご紹介します。

なお、敬称については省略しますので、ご了承願います。

平成29年度北海道行政書士会会長表彰

- 1 法制定後通算20年以上の業務歴があり顕彰に値する者
札幌支部 穂刈豊、鈴木修二、大塚義孝、水野佳朋、鈴木信宏、南邦夫
函館支部 小黒寿樹、平野敏明、三浦晃
小樽支部 佐々木健次
空知支部 北村幸雄
旭川支部 笹木之雄
網走支部 加城祐史、杉本義明
- 2 本会の役員又は支部長の経歴並びに会長が委嘱した委員の経歴及び支部役員の経歴が通算6年以上の者
函館支部 吉田玲
日高支部 湯川剛
十勝支部 佐藤芳夫
- 3 綱紀委員及び選挙管理委員その他会長が委嘱した委員並びに支部役員の経歴が通算8年以上の者
札幌支部 進藤洋次、藪下守、橋本奈津子、嶋田俊二郎
函館支部 石川秀行
- 4 支部長以外の支部役員の経歴が通算8年以上の者
室蘭支部 田中喜崇

以上23名です。

それでは、受賞者を代表いたしまして日高支部 湯川剛様に表彰状を授与いたします。
湯川様、正面マイク前にお進みください。

○吉村会長：

表彰状 湯川剛様 あなたは多年にわたり会の要職にあり 会員の指導と本会の発展に尽力された功績はまことに顕著であります よって 第58回定時総会においてここに記念品を贈り表彰します 平成29年5月19日 北海道行政書士会会長 吉村学（拍手）

○森越理事：

湯川様、おめでとうございます。

それでは、受賞者を代表いたしまして、ただ今、受賞されました日高支部 湯川剛様からご挨拶をいただきます。

○湯川会員：

どうもありがとうございます。

将棋界の若手のエース、藤井聡太4段が昨日で18連勝したとの報道を耳にしました。彼が11連勝をなし遂げた時の報道関係のインタビューで、「望外の結果」という言葉が出たそうです。あの若さで、そういう語句がよく出たものとの思いがしました。

それは別として、本日は、私はそんなに功績はありませんが、様々な功績を重ねた皆様を代表して、この場でご挨拶をすることを大変栄誉に思います。北海道行政書士会の益々の発展と、自己の研鑽、そして地域の方々の信頼を得られるように、これからも精進を重ねていきたいと思っております。

本日は「望外の喜び」という表現で感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

○森越理事:

続いて、業務歴50年の長きにわたって第一線でご活躍される中で、本会の役員や支部の役員を歴任され、また、本会の会館取得に際し多額のご厚志をいただきましたことに改めて敬意を表して、根室支部 井上章二様に記念の盾を贈呈いたします。

井上様、正面マイク前にお進みください。

会長も前にお進みください。

○吉村会長:

感謝状 井上章二様 あなたは長きにわたり北海道行政書士会会員として業務に精励される傍ら 本会の理事として会務の運営に当たられたほか 北海道行政書士会館の取得に際し多大なる貢献をされました よって ここにそのご功績に対し心より感謝の意を表します 平成29年5月19日 北海道行政書士会会長 吉村学（拍手）

○森越理事:

井上様からご挨拶をいただきます。

○井上会員:

どうもありがとうございます。Thank you very much. Appreciate everybody.（拍手）

○司 会:

おめでとうございます。

これにて表彰を終わります。

6 祝 辞

○司 会:

本日、ご臨席をいただきました、ご来賓の皆様からご祝辞をいただきます。

大変恐縮ですが、時間の関係上、代表してお二人の方をお願いします。

初めに、北海道知事 高橋はるみ様を代理いたしまして北海道総合政策部地域主権・行政局市町村課長 長尾法明様、よろしくお願いします。

○長尾北海道総合政策部地域主権・行政局市町村課長:

ただ今、ご案内いただきました道庁の行政書士会事務担当セクションの課長の長尾です。本日は、僭越ながら、知事の代理として一言ご挨拶を申し上げます。

北海道行政書士会の会員の皆様には、道政の円滑な推進にご理解とご協力をいただくとともに、日頃から道民の皆様と行政の橋渡しとしてご尽力いただいていることに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

また、先程、永年にわたるご功績により、栄えある表彰を受けられた皆様にお祝い申し上げます。

行政そして社会を取り巻く環境は不断に変化しており、幅広い法律知識を有した行政手続の専門家である行政書士の皆様が担う役割そして期待は、益々大きくなっています。そうした中、行政不服申立ての代理権が付与された特定行政書士の皆様には、昨年4月から始まった改正行政不服審査法関連三法の関連で、これまで以上に大きな役割を担われることとなり、それとともに多忙な1年を過ごされたのではないかと思います。

また、先程、会長のお話にもありましたとおり、行政書士会におかれては鵲川高校などでの出前講座を通して、身近な行政手続などについて若い方に理解してもらう取組を実施

されるなど積極的な広報活動を展開されています。

さらに、夕張市においては、平成19年度から10年にわたり年度末の窓口業務繁忙期の業務受付をご支援いただき、鈴木市長から感謝状が贈られたとのこと。北海道も、夕張市については様々な財政支援を含めて支援を行っているところですが、そのような中で、行政書士会の力強いご支援に対し、北海道としても心から厚く感謝申し上げます。

行政書士の皆様におかれては、今後とも、これまで培われた豊富な経験や実績を活かされて、道民の皆様と私も行政機関のかけ橋として、道民の皆様方が住み続けて良かったと思える北海道づくりに一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本日の定時総会のご盛会をお祝い申し上げますとともに、北海道行政書士会のご発展と会員の皆様の益々のご活躍を心からお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございます。(拍手)

○司 会:

ありがとうございました。

続いて、日本行政書士会連合会会長 遠田和夫様、お願いします。

○遠田日本行政書士会連合会会長:

皆さん、おはようございます。

今回の来道に際して、「お帰りなさい」という言葉がふと思い浮かびました。

同じ佐賀出身の開拓判官 島義勇が北海道の札幌に來た時のことを思いながら、皆さんからどのような言葉が掛けられるか分かりませんが、「ただいま」という気持ちでここに来ています。また、昨日は、役員の方といろいろとお話をしながら、楽しい一時を過ごさせていただきました。

今日は、かくも多くの来賓の方においでいただき、総会が盛大に行われることに感謝申し上げます。

また、北海道の吉村会長をはじめ皆さんが一生懸命会務に携わって、国民のために取り組んでいただいていることに、まず感謝を申し上げます。

日行連の会務についても、私が一昨年会長に就任して以来、吉村会長には第一業務という重責を担っていただき、年間100日を超える東京出張を強いて、一生懸命頑張ってくださいました。

また、日行連の行事については、小林副会長にもいろいろとご協力いただき、我々のキャラクターである「ユキマサくん」を「ゆるキャラグランプリ」に出場させ、1,400程のエントリーの中で全国30位、企業の中は11位という結果になりました。これは、「行政書士」の知名度が今一つであるという中で、行政書士の名前が隅々まで行き渡ることを目指して取り組んだ訳ですが、四国の松山で行われたグランプリでは子供が抱きついてきて、一番の人気だったのかなと思います。この「ユキマサくん」についても、きちんとPRしていけば国民にもっともっと浸透していくのではないかな。少しずつですが、そのような考えで小さいものでも一生懸命に取り組んでいます。

また、我々の事業の中でも、OSSや先程話が出ました封印、さらには、空き家問題、所有者不明の土地問題など様々なことに取り組んできましたが、これまでよりもスピーディーに、私の耳に入ったら1週間以内に何らかの動きをするということを基本に心掛けて

きました。

また、私が会長に就任する時に五つの項目を掲げていますが、この検証については「日本行政」に述べていますので、それを見ていただければと思います。

このような中で、私がまず目指したのは各省庁との連携、特に総務省の行政書士係との連携を強めなければいけないとのことで進めてきまして、初めは行政書士が信頼できないということも言われましたが、今は良好な関係にあると自負しています。

さらには、自民党、民進党、公明党の国会議員の方々とも、先般、それぞれの議連の会長と会食をしまして、顔を見ただけで「おう」「こう」と言うぐらいの感じですし、ゴルフでもやりましょうとか、そういう和やかな関係ですので、益々日本行政書士会連合会に協力していただくということを考えています。

特定行政書士については、先程の吉村会長のお話にあったような状況ですが、皆様のご協力により進めてきた中で、特定行政書士のガイドラインを作成したほか、北海道もそうかもしれませんが、日本行政書士会連合会も総会の中で100本以上の質問が出されるという状況にありましたので、質問の事例集を作成し、昨日、各単位会に送ったところです。これについても、作らなくてもよいとの意見がありましたが、そうではなく、我々は道を開いていかなければいけないのではないかと考えています。

さらに、「条解・行政書士法」という本を作ることとしています。この種のものが、行政書士会の場合はこれまでにないのです。ですので、行政書士の考え方というものを示さなければいけない。一つのことに對して様々な考え方がありますが、日本行政書士会連合会はこれまでの間に各単位会に回答してきた蓄積があります。今の会長がこう答えて、次の会長がこう答えるというのでは話になりませんので、そういうものを取りまとめて考えを示すこととし、まず行政書士法の第1条の2、第1条の3、そして第19条、第20条を中心とした「条解・行政書士法」という本を第1巻として発刊します。これを第2巻まで発刊して完璧なものになると思いますが、これが日本行政書士会連合会の考え方の基本となるべきものと自負しています。

こういったことを含めて、様々な施策等々に取り組んできました。皆さんにどれだけ行き届いているのか、耳に入っているのか分かりませんが、単位会は単位会としての役目があり、また、日本行政書士会連合会としては、先程申しましたように、省庁、国会議員をはじめ、いろいろなところと話をしながら、融和を図りながら進めていければと思っています。本当に制度・政策のために精一杯取り組まなければいけないし、これからも日本行政書士会連合会はもとより、国民のためだということを肝に銘じながら一生懸命頑張っていければと思っています。

様々な課題が山積しています。そういうものに取り組みながら、組織力を強めて全国の単位会を一本にまとめ、そして「街の法律家」として進んでいければと思います。

結びとなりますが、北海道行政書士会の皆様の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたし、お祝いのご挨拶といたします。

平成29年5月19日 日本行政書士会連合会会長 遠田和夫

どうもありがとうございました。(拍手)

○司 会:

ありがとうございました。

続いて、本日ご臨席の、北海道議会議員であり北海道行政書士会の顧問をお願いしております、道下大樹様よりご挨拶をいただきます。

よろしくお願いします。

○道下北海道議会議員：

皆様、おはようございます。ただ今、ご紹介いただきました、北海道行政書士会で4人いる道議会議員の顧問のうちの一人を務めさせていただいております道下大樹と申します。

第58回の定時総会ご盛会、おめでとうございます。

また、全道各地よりお集まりいただいた皆様、札幌にお越しいただき、本当にありがとうございます。

本日は、私が他の3人の顧問を代表して、ご挨拶をさせていただきます。

街の法律家として、地域の住民の方々や企業の方々、行政機関等とのしっかりとした橋渡し役、また、法律について分かり易く丁寧に説明をされ、そして私たちがこの法治国家の中で安心して暮らせる、そんなサポートをされている皆様に心から感謝と敬意を表しますとともに、北海道もこの10年間で人口が20万人近く減少する人口減少社会、また少子高齢社会の中で、社会が大きく変わっていくということは、必ず法律や制度の変化、ひずみ、溝というものが生まれてきます。そうした中で、法律や制度をうまく利用しながら私たちが如何に安心して暮らせるか、その大きな役割を担っているのが行政書士の皆様だと思っています。

私が所属しています道議会の民進党の中で、行政書士としても活動されている松山丈史議員が出席されていますが、私ども会派の中に、行政書士の皆様の活動がさらに推進されるようにということで、昨年、行政書士の活動の推進に当たる特別議員連盟というものを設置しまして、私が今、事務局長を務めさせていただいております。

私も、顧問として、また道議会議員の一員として、まずは道民が幸せで、そして安心して暮らせる、そんな社会に向けてしっかりと頑張っていかなければならない。そのためには、顧問としても微力ではありますが、北海道行政書士会の益々のご発展と皆様のご健勝とご活躍を心からお祈りを申し上げます。

本日は、このような貴重なご挨拶の時間をいただき、本当にありがとうございました。皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)。

○司 会：

ありがとうございました。

ここで、祝電をご披露します。総務部理事、三上が担当します。

○三上理事：

それでは、ご披露します。

定時総会のご盛会を心からお祝い申し上げます。行政手続の専門家として、公共的利益のため日頃から積極的な活動を進めておられる皆様に対し深く敬意を表しますとともに、北海道行政書士会の今後益々のご発展と、ご参集の皆様のご健勝をお祈り申し上げます。
北海道議会議長 遠藤連様

新緑の候 平成29年度北海道行政書士会定時総会が盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。皆様におかれましては、日頃から一番身近な法律家として無料相談

会の開催や代行業務などを通じて行政手続を円滑化し、誰もが安心して暮らすことのできる社会づくりにご尽力をいただいておりますことに深く敬意を表します。貴会の一層のご発展と皆様の益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。札幌市長 秋元克広様

定時総会を祝し、心よりお喜び申し上げます。貴会の益々のご発展をお祈りいたします。
一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部力様

総会のご盛会を祝し、併せて貴会益々のご発展と皆様方のご健勝をお祈りいたします。
一般財団法人建設業情報管理センター東日本支部長 井関徹様

総会のご盛会を祝し、心よりお喜び申し上げます。皆様方の並々ならぬご尽力に敬意を表し、総会のご成功を祈念いたしますとともに、貴会の益々のご発展と皆様方のご健勝をお祈り申し上げます。株式会社ワイズ代表取締役 福澤直樹様

以上です。

○司 会:

ここで、ご来賓の皆様が退席されます。

ご来賓の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

代議員の皆様には、拍手をもってお送りいただきますよう、お願いします。

どうもありがとうございました。(拍手)

これより議事に入りますが、会場の準備がありますので、10時50分を目途に再開します。

(休 憩)

7 議長・副議長の選出

○司 会:

会議を再開します。

まず、会則施行規則第58条によって「議長が選任されるまでは、本会会長が仮議長となる」と規定されています。従って、吉村会長が仮議長となり議事を進行します。

よろしくお願いします。

○吉村会長:

改めて、皆さん、おはようございます。

議長・副議長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、総会成立関係について執行部より報告をお願いします。

○総務部:

総務部より、本日の定時総会の出席者についてご報告します。

総会構成員数、代議員75名、定足数は38名です。本日の出席者数は75名、うち委任状による出席が1名ですので、本定時総会は成立しています。

以上、ご報告します。

○吉村会長:

総会は有効に成立しておりますので、ただ今から、議長1名、副議長1名の選出をします。

お諮りします。選出方法について、どのように取り計らったらよろしいでしょうか。

(「仮議長一任」という声あり)

○吉村会長：

仮議長一任という声がありましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○吉村会長：

ありがとうございます。

異議なしということですので、私から指名をさせていただきます。

議長には札幌支部の所村武彦代議員を、副議長には旭川支部の堂下和博代議員を指名します。

賛成の皆さんの拍手をお願いします。

(拍 手)

○吉村会長：

そのように決定をします。

以上で、仮議長の役目を終わりましたので、降壇します。

議長、副議長のお二人には、よろしくお願いします。

○司 会：

どうもありがとうございました。

それでは、議長、副議長は所定の席にお着きの上、ご挨拶をお願いします。

○所村議長：

ただ今、議長に選出されました札幌支部の所村です。不慣れではありますが、皆さんの協力を得ましてスムーズな進行に努めますので、どうぞよろしくお願いします。(拍手)

○堂下副議長：

ただ今、副議長に選出されました旭川支部の堂下和博です。議長を補佐してスムーズな議事進行に微力ながら努めますので、ご協力の程よろしくお願いします。(拍手)

8 議事録署名人の選出

○所村議長：

それでは、次第8番目の議事録署名人2名の選出を行います。

執行部からの提案をよろしくお願いします。

○総務部：

執行部から議事録署名人2名の提案をします。

日高支部 永崎広実代議員、釧路支部 加藤超代議員。

以上です。

○所村議長：

ただ今、執行部から提案のあった日高支部 永崎広実代議員、釧路支部 加藤超代議員のお二人を議事録署名人とすることに、ご異議ありませんか。

賛成の皆さんの拍手をお願いします。

(拍 手)

○所村議長：

それでは、お二人に議事録署名人をお願いします。

9 議 事

○所村議長:

それでは、議事に入る前に、私から議事の進行についてのお願いがあります。

まず、議案審議の大まかな予定ですが、ただ今から12時15分までの1時間20分程の間で、第1号議案「平成28年度事業報告について」、第2号議案「平成28年度一般会計支出予算の予備費の充当報告について」並びに第3号議案「平成28年度決算報告について」を一括して審議を行った後、監事から監査報告をいただきます。その後、あらかじめ通告のあった質問・要望についての答弁や再質問等を行います。これが終了次第、昼食休憩を挟み、13時15分から第4号議案「平成29年度事業計画について」、第5号議案「平成29年度収支予算について」を一括して審議します。第6号議案「役員の選任について」は14時55分を目途に取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、議事進行に関して3点程お願いがあります。

第1点目は、事前に議案を配付していますので、皆さんはこの議案について承知していることを前提に議事を進めていきます。

第2点目は、議案に対する質問・要望についてですが、事前に通告をお願いしていますので、通告のあった事項をもとに議事進行を図っていきます。

第3点目は、本年度は36件の質問・要望（質問27件、要望9件）がありますので、スムーズな議事進行を図る観点から、執行部からの提案説明に続いて質問等に対する答弁を行います。答弁が終わりましたら、質問者に再質問の有無を確認しますので、再質問のある方は簡潔に1分以内でお願いします。

なお、質問は再質問までとするとともに、再々質問や関連質問は受けない取扱いとしますので、執行部においても、分かりやすい簡潔明瞭な説明、答弁をお願いします。

また、「質問通告書・要望書」の25ページから27ページ及び36ページの質問・要望については、第6号議案が終了した時点で執行部から説明・答弁を行うこととしますが、再質問は受けない取扱いとします。

さらに付言しますと、小樽支部からの質問の中に「当支部会員から預かった内容を述べます」との前置きを付けた質問が散見されますが、これについては答弁のみの対応といたします。

以上、円滑な議事進行について、よろしくお願いします。

では、議事に入ります。

第1号議案「平成28年度事業報告について」、第2号議案「平成28年度一般会計支出予算の予備費の充当報告について」並びに第3号議案「平成28年度決算報告について」は一括して審議します。

執行部からの説明をお願いします。

○吉村会長:

平成28年度事業報告について、私から総括的にお話をさせていただきます。

まず、私ごとではありますが、役職員をはじめ代議員の皆様一言お礼を申し上げます。先程の挨拶の中でも述べましたが、一昨年の2期目の会長就任及び日行連の副会長の拝命から、この2年間は本当に中身の濃い経験をさせていただいたとともに、役職員をはじめ多くの会員の皆様方に多大なご支援とご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

ます。本当にありがとうございました。

それでは、ご報告します。

平成28年度事業報告については、各部ともに概ねの活動ができたものと思っていますが、その中でも大きな進展のあったものとしては先程のご挨拶の中で述べたとおりです。

また、夕張市支援については、満10年の節目を迎え、夕張市から感謝状を贈呈された際、市長から一定の成果と市民の意識啓蒙ができたことから、今後は空き家対策等を含めた協力をお願いしたいとの要望が示されました。

また、研修については、総合法学講座を中心に受講者が激減していることから、今後の各種研修会のあり方を継続して検討を行っているところであり、平成30年度までには一定の方向性を出せるものと思っています。

先程の挨拶と重複しますので、以上で、平成28年度事業報告の総括といたします。

続いて、各部から説明をします。

○総務部：

総務部から報告します。3ページ、4ページです。

適正な登録業務については、従来どおり進めていますが、様々な新しい問題点も出てきており、これから登録調査委員会で検討していかなければならないこともありますので、いろいろと話し合いを行っているところです。

特に、インターンシップ制度とメンター制度ですが、昨年度実績はインターンシップが5名、メンターは3名について実施しました。より多くの方々に利用して欲しいと思っていますが、まだまだ広報が足りないのかもしれないかもしれませんので、引き続き検討していきたいと思っています。

5番のコンプライアンスの徹底についてですが、北海道警察本部の協力を得てサイバー犯罪について研修を行っています。様々な事業に取り組んでいく中で、皆さんが危険な事件に遭わないように、検討して取り入れたものです。

4ページ、9番の「プロジェクトチームの導入」については、後程の答弁の中でご説明しますので、ここでは割愛します。

10番の会員管理システムですが、当事務局で扱っている会員管理システムは大分古くなり、新しくなってきたOSへの対応ができていませので、システムの更新に取り組んでいます。

11番の災害協定に基づく防災マニュアルですが、北海道と七士業との「災害時における相談業務の応援に関する協定」については、3月中には締結したいとのことで進めていましたが、知事との日程が折り合わず、6月2日に締結の運びとなったところです。

以上です。

○広報部：

続いて、広報部より平成28年度事業報告をします。

議案書の中で、特に質問等に関連する部分についてのポイントをお伝えします。

1番目の「広報活動」に関しては、多岐にわたる事業計画でしたので、北海道会事業全般の一体的な広報活動に努めるということで対応しました。

(2)の「行政書士制度広報月間」に関しては、平成28年度に初めてラジオCMの年間契約を結び、STV、HBCの2番組で行政書士の紹介を行いました。

(3)の「行政書士記念日」については、例年2月に行っているテレビCMを平成28年度も実施しました。

(4)の法教育支援事業に関しては、平成28年度に実現がかない、①のとおり札幌市立西岡南小学校で行いました。

それに付随して、全道法教育担当者会議をその日程に合わせて開催する中で、全道の担当者に参加見学をしていただき、その後の意見交換も東京会の指導の方を交えて行いました。これについては記録DVDを撮影し、このDVDを各支部担当者へ配付しています。

また、法教育推進プロジェクト会議において、法教育実施報告書を作成し、各支部に配付しました。

6ページですが、平成28年度においては、ホームページの内容等が随分と増え、システムも以前のシステムを使用し続けていましたので、汎用性の高いシステムに更新することとし、平成29年2月22日の行政書士記念日に合わせて改訂したところです。

3番の「他士業との協議」についてですが、四士業連絡協議会はこの十数年開催されていた中で、昨年度は本会が幹事として日程調整にあたったものの、ここに記載のとおり、各士業の日程調整がかなわず実施できませんでした。新年度に入って4月19日に開催にこぎつけたところです。会議の内容については、後程ご説明します。

また、「監察活動」に関しては、全道監察広報担当者会議において、先程、連合会の会長のお話にあった「ユキマサくん」の「ゆるキャラグランプリ」について、各支部へ投票の協力要請を行いました。

さらに、自動車関連諸団体に関してですが、ここに記載の各団体とはこれまで数年にわたって個別に対応してきましたが、一堂に会しての意見交換会を前回同様に実施したところです。

最後に、「その他」の中の無料相談会等の地域貢献に関してですが、会長のお話にあったとおり、法教育支援事業の一環で各学校にアプローチしていたところ、道立鷗川高校から依頼があり、卒業後の社会生活における必要な法的知識や注意事項を題材として、ADRセンター及び苫小牧支部の協力を得て実施しました。

以上です。

○経理部:

経理部からご報告します。

10ページに記載のとおりですが、2の「会費納入促進対策」については、第4号議案に関連して質問が出ていますので、その時に詳しくご説明します。

3の「適正な助成制度の確立」については、支部法教育事業実施要領の一部を改正しました。

以上です。

○業務企画部:

業務企画部から事業報告をします。

資料の1番、「受託事業の推進」についてですが、北海道からの受託事業である経営規模等評価申請等受付業務、北海道運輸局からの受託事業である自動車登録相談窓口業務については、例年どおり滞りなく実施しています。

特に、経営規模等評価申請等受付業務については、北海道の建設部、石狩振興局建設指

導課、札幌支部業務企画部と連携し、意見交換を行いながら適正に進めました。

次に2番、「業務開拓及び業務資料作成」に関して、

まず、(1)ですが、今回、解体工事業に係る建設業法の改正がありましたので、これに関する詳細な改正資料を作成し、皆さんに配付しました。

次に、(2)については、業務資料として「電子契約書について」を作成しました。

12ページの(8)、北海道信用保証協会と許認可相談等の専門家派遣については、実質的な連携を目指して交渉を開始し、引き続き交渉を行っていきます。

次に、(9)ですが、北海道信用保証協会と共催で5回シリーズの創業支援セミナーを実施しました。

また、(10)ですが、北海道中小企業団体中央会と意見交換を実施する中で、事業協同組合への専門家派遣や許認可支援業務等の業務提携について要請しています。

(12)の業務リーフレットについては、農業支援、創業支援、外国人関連の3点のリーフレットを作成し、会報に同封して送付しました。

(13)の北海道土木協会発行の「建設業許可申請の手引き」については、編集協力を行いました。

(14)ですが、農地法の第3条、第4条、第5条に関する許可申請書等を「北海道行政書士会統一様式」として作成し、本会のホームページからダウンロードできるようにしました。

次に、3番の「専門員の育成及び研修システムの検討」についてですが、平成28年1月に設置した国際業務専門員と融資申請支援専門員のワーキンググループは、これまで1年程の間、積極的に活動をしてきました。

国際業務専門員については、行政書士の独壇場にしたいとの考えのもとに、国際業務をどんどん推進し、国際業務といえば行政書士ということを訴えていくことを目的としてワーキンググループを設置して活動を行っています。

また、融資申請支援専門員については、行政書士の業務は単発で終わる傾向にあると言われていたこともあり、創業支援の取組として、会社設立や融資の申請といったことも含めて許認可や会計記帳といった継続的な業務の獲得につなげていくために、ぜひ必要だとの考えでワーキンググループ設置して活動してきました。

13ページの4番、「社会貢献活動」に関してですが、夕張市支援事業については、会長のお話にありましたとおり、北海道行政書士会では10年間取り組んできています。事業計画の説明の際にまたお話ししますが、11年目以降はまた新たな展開を考えています。

5番の「情報リテラシーの育成・向上」については、北海道の情報政策課と意見交換を行う中で、今後の電子申請の推進に関して要請しています。この要請は、電子証明書、G-I Dの活用といったものも含めてのもので、今回、G-I Dの取得状況についてのアンケートを実施しています。この結果を踏まえての次年度におけるG-I Dに関する事業に関しては、後程の事業計画の説明の際にもお話しします。

7番の「日本政策金融公庫との業務提携」についてですが、公庫の各支店に行政書士会の担当者を設けてもらいましたので、その担当者名簿を皆さんに配付しています。政策金融公庫への融資申請の際には、ぜひ依頼者と一緒に公庫担当者のところを訪ねて相談していただきたいと思います。

政策金融公庫とはいろいろなセミナー等で連携しており、特に14ページの(6)については、苫小牧市において、苫小牧支部、政策金融公庫室蘭支店と我々の3者共催で開催した創業支援セミナーに30名程度の方が参加され、非常によく理解できたとの意見があったことなど好評を得たものと思っています。

また、(8)の提携融資制度の創設については、現在、政策金融公庫と交渉を進めているところです。

以上です。

○研修部:

続いて、研修部から平成28年度事業報告をします。

14ページの1番目、「特定行政書士法定研修」ですが、日本行政書士会連合会が主催する法定研修で、一昨年は札幌のみの開催でしたが、昨年度は受講者の旅費の負担等々を勘案して函館と帯広でも開催しました。

2番の「総合法学講座、新入会員研修、一般業務研修」ですが、これもカリキュラムに沿って計画的に開催しましたが、昨年度は(2)の新入会員研修のコースにおいて、北海道警察本部からサイバー犯罪に対する対応要領についても新入会員向けの研修に1項目入れていただけないかとの申入れがあり、従来の60分の講義時間を90分に変更して対応した経緯があります。昨年度の6月と11月の研修において、道警本部の申入れを受けて対応したもので、本年度も同様の時間割で研修を実施したいと思っています。

次に、3番の「支部研修会の推進」ですが、各支部が積極的に研修に取り組まれていることに改めて感謝を申し上げるところであり、このような研修会の実施に対して助成金を交付しています。

4番の支部の研修担当者会議ですが、昨年度は2回実施しています。研修部としては、タイムリーな研修に努めてはいますが、なすべきことが沢山ありますし、この広い北海道において効率的な研修の実施についても検討していかなければならないと思っています。

以上です。

○宮元副会長:

20ページの行政書士会北海道ADRセンター、21ページの申請取次行政書士管理委員会並びに22ページの法規等特別委員会に関しては、ここに記載のとおりです。

○所村議長:

続いて、第2号議案について、執行部から説明をお願いします。

○経理部:

経理部です。23ページですが、第2号議案の平成28年度一般会計支出予算の予備費の充当報告についてご説明します。

平成28年度一般会計収支予算の支出予算についてですが、会則第75条第1項の規定により予備費を充当したので、会則第75条第2項の規定によりご報告します。

支出予算の予備費充当については、平成29年3月17日に理事会の議決を得ました。

「支部一般交付金関係」ですが、支部一般交付金の総額については、支部一般交付金算定基準により当該年度の会費収入額の22%と定められていますが、会員数の増加(入会者102人、退会者58人で44人の増)等により本年度の会費収入額が当初の見込額を上回ったことに伴い、支部一般交付金も当初見込額を上回ることとなり、不足額43万円

を生じたため、この不足分について予備費充当が必要となったものです。

支出額が不足する科目及び金額、(款) 連合会費及び支部費 (項) 支部費 4 3 万円。

充当する科目及び金額、(款) 予備費 (項) 予備費 4 3 万円。

以上です。

○所村議長：

続いて、第 3 号議案について、執行部から説明をお願いします。

○経理部：

第 3 号議案の平成 2 8 年度決算報告について、概略をご説明します。読み上げが多いので、座ったままで報告をします。

「別冊 1」の「平成 2 8 年度決算報告書」です。

収入の部です。2 ページの中段に事業活動収入の記載がありますが、1 億 5, 3 5 1 万 6, 1 1 1 円で予算比 1 0 7 %。1, 0 4 2 万円程の増となっています。

主な要因としては、前ページに戻りますが、新入会員の増加があり、予算 7 3 名の見込みに対して実質で 1 0 2 名が入会しました。これに伴う会員数の増加により、期末で純増 4 4 名となりました。

次に、事業活動支出です。明細は読み上げませんが、執行率についての概略をお話しします。

事業費中の会議費については執行率が 8 4. 5 %、総務事業費が 6 8. 4 %、広報事業費が 8 2. 7 %、経理事業費が 7 2. 1 %、業務企画事業費が 8 4. 5 %、研修事業費が 8 2. 6 %であり、事業費の決算額は 5, 6 2 8 万 7, 6 5 7 円で、トータルの執行率は 7 7. 8 %となっています。

次に、6 ページの中段の管理費については、執行率が 8 6. 1 %、決算額が 3, 6 9 2 万 6, 4 0 4 円です。

7 ページの「3 連合会費及び支部費」については、4, 7 8 4 万 2, 0 0 0 円で、執行率が 1 0 0. 2 %です。

8 ページの「4 予備費」については、先程の第 2 号議案での説明のとおりですので、詳細は省略します。

同じく、その下、事業活動支出計については、決算額が 1 億 4, 1 0 5 万 6, 0 6 1 円で、執行率は 8 3. 7 %です。

その下段の事業活動収支差額 (A) ですが、これは事業活動収入計から事業活動支出計を引いたもので、1, 2 4 6 万 5 0 円でしたので、単年度収支は 1, 2 4 6 万円程プラスになっています。

次に、Ⅱの投資活動収支の部ですが、投資活動収入については、特定預金の取り崩しはありませんでした。

投資活動支出ですが、固定資産取得支出と修繕費はありませんでしたが、特定預金支出については、これは積立金の関係ですが、財政調整積立預金支出で 1, 0 0 0 万円、会館修繕等引当積立預金支出で 5 0 0 万円、災害支援対策積立預金支出として 1 0 0 万円、合計で 1, 6 0 0 万円の積み立てを行っています。

このようなことから、前のページの事業活動収支差額 (A) から投資活動収支差額 (B) を引いた当期収支差額は、マイナス 3 5 3 万 9, 9 5 0 円で、これが単年度の収支となり

ます。これに前期繰越収支差額の4,333万4,085円を合算した次期繰越収支差額は、3,979万4,135円となります。

次に、10ページの「業務用品あっせん特別会計収支計算書」ですが、これは事務局で取り扱っている物品の頒布収入と雑収入を入れたもので、事業活動収入の決算額としては236万820円で、それに対する支出も同額となっています。

次に、12ページの「受託事業特別会計収支計算書」ですが、これは建設業受託事業に関するもので、今年度は763万4,385円の収入があり、それを審査の派遣費や連絡費等に同額を支出しています。

14ページ、15ページは、今までの各会計の収支の総括表です。

16ページ、17ページは「一般会計正味財産増減計算書」で、正味財産の増減についての経緯を記しています。表末の期末正味財産合計額ですが、これが当会の正味財産で、1億2,196万6,158円となっています。

18ページ、19ページは「一般会計貸借対照表」で、正味資産の内訳として土地、建物、預り金等を記載していますので、ご参照ください。

20ページに「業務用品あっせん特別会計貸借対照表」、21ページに「受託事業特別会計貸借対照表」、22ページにはそれを取りまとめた総括表を載せています。

その他、「計算書類に関する注記」、「財産目録」が付いていますので、ご覧ください。

また、最後のページに「会費収納状況」が記載されていますので、ご参照ください。

以上です。

○所村議長：

それでは、監査報告をお願いします。

○監 事：

札幌支部 住友です。会則第54条第1項の規定により監査の結果をご報告します。

「平成28年度監査報告」

北海道行政書士会会則第73条第2項の規定により、平成28年度における本会の財産及び会計並びに会務の執行状況について監査したところ、正確に執行処理されており、また収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録も関係帳簿等により突合したところ適正であることを認めます。

平成29年4月14日 監事 榎又政浩、監事 中嶋秀夫、監事 住友秀紀

以上です。

○所村議長：

ありがとうございました。

これから代議員の皆さんの質問に入りますが、あらかじめ質問通告書、要望書が提出されていますので、先程もお願いしたように、質問については再質問までとし、また再々質問や関連質問は受けないこととします。

それでは、執行部からの答弁をお願いします。

○総務部：

総務部から、質問通告書に即して順に答弁をしていきます。

1番の札幌支部 赤塚代議員の質問で、インターンシップ、メンター制度について、平成28年度は何人の申し込みがあったのか、また、実施できなかったとした場合、その理

由は何なのかということです。

平成28年度のインターンシップは8件の申し込みがあり、そのうちの5件は実施済みとなっています。実施できなかった3件については、1件が申込者との日程が合わなかったもので、都合により日曜日にして欲しいという希望でしたが、受入れ側としては日曜日の受入れはなかなか難しいとのことで、実施に至らなかったケースです。また、1件は本人が辞退したケース、もう1件は継続中のため未了のケースです。

メンター制度については、希望のあった3件全てに対応しています。

続いて、2番の札幌支部 山崎代議員の質問で、各部を横断する臨時的機関を編成し、プロジェクトチームとしてどのような検討がされてきたのか、何を取り上げられてきたのかとのことですが、組織改変検討プロジェクトチームのミーティングについては、たとえ結論が伴わなくても、次世代の行政書士会を念頭に、会員へ良好な組織のあり方を動機付けるようなレベルで提供することを最低限の使命として、1回目は、他の単位会の研究、役割分担、組織経路等について、各自が調べてきたことを基に意見交換を行いました。

2回目は、本会組織との比較として、研修部の中央センター化、プロジェクトチームやワーキンググループ等の位置付け、受託業務の管理や成年後見支援センター等の扱いといったことが取り上げられました。

3回目は、他の単位会での国際部に関する考察等を行う中で、最初から何かの組織を変えろということありきではなく、下からの積み上げにより、どういう組織がこれからの本会にとって本当に良いのかということをつリーに議論を行いました。

以上です。

○広報部：

続いて、広報部から3ページの山崎代議員の質問に回答します。

四士業連絡協議会に関しては、先程の事業報告での説明のとおり、関係士業が例年、持ち回りで幹事となって調整を行い、各士業間の業際問題等を話し合うほか、無料相談会等の共同事業についての検討・協議を行っています。

これまで十数年開催していますが、今回は業際問題についての協議事項は特にありませんでしたが、税理士会からは職務上請求書の使用について、また、本会からは教育現場での出前教室について、それぞれ話題を提起し情報交換を行いました。

続いて、4ページの尾上代議員の質問に回答します。

(1)は、監察活動で農地法上の手続を土地家屋調査士その他が行っている事例が見られるが、これについてはどこが窓口になっているのかとの質問ですが、これは現在、広報部が受け付けています。

(2)は、その場合、本会としての流れはどのようなになるのかとの質問ですが、監察事案となるような案件が生じた場合、まず支部長に報告の上、支部長から本会広報部にあげてもらうのが本来のスムーズな流れですが、会員から直接、本会広報部に報告があった場合は、一度、支部へ状況を照会することとしています。調査の結果、監察案件となった場合は常任理事会に報告して、支部で対応するのか、監察委員会で対応するのか、または直接常任理事会で対応するのかを協議して執行するという流れになっています。

(3)の違法手続を行った者の氏名・住所等を当局が云々ということについては、万一、違法性が明確になった場合は、当然、犯罪に該当しますし、情報提供に協力すること等は

公務員法で定められていますので、証拠を提示し、法の手続を行った旨の情報提供を求めることになるかと思います。

5 ページの自動車関連団体との協議についての質問ですが、個別の業界団体等の事案についての質問が含まれていますので、それについての回答は控えさせていただきます。

(1) に関しては、自動車関連団体等の意見交換で一部団体の参加が見られないが、これは除外しているのかとの質問ですが、むしろ参加を呼び掛けているものの、なかなか応じてもらえない中で、協議会に参加願っている団体との協議を行っているところです。

(2) と (3) に関しては、先程も言いましたように、協議会の趣旨とは離れており、個別事案に関することですので回答は控えさせていただきます。

以上です。

○業務企画部：

質問通告書の 6 ページ、小樽支部 秦健一郎代議員からの質問で、成年後見支援センターへの事業活動支援に関して、(1) から (3) までの 3 本です。

(1) は、毎年、社会貢献活動として 50 万円が本会から出ているが、これはどういうものなのかとの質問ですが、これは、成年後見支援センターの事業活動について用途を定めることなく、自由に使用できる支援金として支出しています。なお、成年後見支援センターからは、決算報告や事業報告が毎年提出されています。

(2) に関しては、行政書士が社会貢献活動に取組の一つとして、本会の業務企画部から発足した成年後見支援センターであるため、その活動に対して一定の関わりが必要であるとの認識のもと支援金を支出することになったということです。

(3) は、社会貢献活動を行っていると言えるのかとの質問ですが、確かに後見業務は行政書士の本来業務ではないため、「社会貢献活動」という切り口でセンターが取り組んでいる後見業務について、その後方支援ということで、本会としてはセンターの取組を社会貢献活動との評価をしているということです。

7 ページ、札幌支部 浦野郁美代議員からの質問で、国土交通省主催の建設業者社会保険未加入対策についての説明会、それから北海道開発局主催の社会保険未加入対策推進北海道地方協議会で収集した情報の内容について説明願いたいとのことです。

これらの会議等に参加しての一番大きな情報としては、国土交通省においては、今後、公共工事に参加する業者については社会保険の未加入業者の排除を徹底していくとのことで、恐らく平成 29 年度から二次下請以下の業者にも取扱いが適用されるとの説明がありました。従って、顧客の建設業者の方々に、公共工事に元請や一次下請だけでなく、二次下請や三次下請として入る場合でも、社会保険が必要になる旨の周知を行っていくことが必要になると考えています。

また、現在は社会保険や雇用保険等に参加していなくても、建設業許可は取得できるということにはなっていますが、今後の動向によっては、社会保険未加入ということが建設業許可の欠格要件に該当することになるかもしれませんので、引き続き国土交通省等の主催する会議等に参加するなどアンテナを張り、許可要件の変更等の動きがあれば速やかに通知したいと考えています。

最後に、1 号議案関係で 28 ページの札幌支部 越智敦子代議員からの要望で、各地方自治体による各種委員会への推薦要請に対応したとのことだが、どのような委員会への招

聘があったのか紹介願いたいとのことです。

まず、各自治体から各種委員会への行政書士の登用ということに関してですが、北海道政策評価委員会委員への推薦依頼、北海道本人確認情報保護審議会委員への推薦依頼があり、それぞれ1名ずつ推薦しています。

次に、各市町村の関係では、行政不服審査に係る第三者委員会への推薦要請が函館市、旭川市、美幌町、北見市、新ひだか町、音更町からあり、それぞれに推薦をしています。

委員の業務内容ですが、北海道政策評価委員会は、道が行う政策評価に関して、その一定の事項について調査審議等を行い、評価の厳格な実施と制度充実を図る目的で委員を任用しています。これについては、普段から許認可行政等に関わっている行政書士の活用を図るということで推薦の要請があり、また、北海道本人確認情報保護審議会は、住民基本台帳法に基づいて各都道府県に設置される審議会で、知事の諮問に応じて、本人確認情報の保護に関する事項、情報漏洩防止、苦情処理のあり方等を調査審議することとされています。この審議会も、個人情報保護の観点からは、行政書士もこのような分野に関しても研鑽を積んでいるということで推薦の要請がありました。

次に、行政不服審査に係る第三者委員会への推薦についてですが、特定行政書士制度ができたことにより、行政書士会もこのような第三者機関の構成員たり得る集団であるとの地方自治体における認識のもと、行政不服審査に係る機関への推薦依頼があったということです。

以上です。

○所村議長：

ただ今の答弁について、再質問の有無を確認します。

それでは、札幌支部 赤塚代議員、再質問はありますか。

○赤塚代議員：

ありません。

○所村議長：

続いて、札幌支部 山崎代議員。

○山崎代議員：

ありません。

○所村議長：

はい。同じく、札幌支部 山崎代議員。

○山崎代議員：

ありません。

○所村議長：

はい。続いて、小樽支部 尾上代議員。

○尾上代議員：

ありません。

○所村議長：

はい。続いて、小樽支部 佐々木代議員。

○佐々木代議員：

冒頭、議長から、「当支部会員より預かった内容を述べます」と前置きの付いた再質問は

受けないとのことでしたが、質問してもよろしいのですか。

○所村議長：

あらかじめ受けないとのことですので、よろしくお願いします。

小樽支部の秦代議員も同じですね。

続いて、札幌支部 浦野代議員。

○浦野代議員：

ありません。

(「議長」という声あり)

○所村議長：

はい。

○発言者不明：

再質問はどのようなのですか。年に1回の総会で再質問も駄目にするのは、あり得ないのでは。年1回の発言ぐらい、再質問ぐらいは許すべきじゃないでしょうか。

○所村議長：

暫時休憩します。

(休 憩)

○所村議長：

再開します。

先程もお話ししたとおり、これは預かった質問ということなので、再質問を受けないということにしています。よろしくお願いします。

再質問がないようですので、第1号議案、第2号議案、第3号議案についての質疑を終了します。

それでは、第1号議案、第2号議案、第3号議案について、採決を求めます。

承認することに賛成の方は拍手をお願いします。

(拍 手)

○所村議長：

賛成多数と認めます。よって、第1号議案、第2号議案、第3号議案は承認されました。

昼食のため暫時休憩します。再開時刻は13時15分としますので、定刻までにお集まりください。

(休 憩)

○所村議長：

会議を開きます。

第4号議案以降については、副議長が担当します。

○堂下副議長：

副議長の堂下です。この後、議事進行を務めますので、よろしくお願いします。

第4号議案「平成29年度事業計画について」及び第5号議案「平成29年度収支予算について」は関連がありますので、一括上程とします。

執行部から説明をお願いします。

○吉村会長：

平成29年度事業計画について、私から基本方針を含めてお話をさせていただきます。

平成29年度の基本方針では、平成28年度において効果のあった中小企業支援や法教育をさらに進め、地域に根差した士業であることを今一度アピールすべく、昨年度と同様の重点項目としました。

中でも、業務企画部の計画にある自動車封印委託業務とOSSについては、北海道の特殊性の一つでもある7運輸支局との対応も念頭に置いた実施が求められますので、慎重かつ迅速に確実なものとしていきたいと考えています。

また、事業報告の際にお話しした研修内容のあり方については、できる限り早期に今後の研修会における抜本的な見直し案を検討できる体制を構築したいと考えています。

さらに、特定行政書士については、日行連においても今後大きな見直しを迫られることになると思われますが、総務省からは一定期間のデータを取ってから改正提案を求められていますので、今年度までの3年間の受講結果を基に進められると思っています。しかしながら、この制度は基本的に行政書士におけるADR代理権の早期実現を果たしたいとの政策的な意図が強いことから、後程の質問にもありますが、直接的な業務に結び付くものではないことは当初から懸念されていたところですが、この特定行政書士については、国への法改正要望項目のワンステップとして約4万6,000人の全国会員の約20%が最低講習受講修了ラインと位置付けられていたところですが、現状は、残念ながら約7%、およそ3,000名余りの会員にとどまっています。

昨年、特定行政書士受講に関するアンケートを実施しましたが、「業務に役立たない」、「受講料が高過ぎる」といった項目が大半を占めていることから、次なる法改正は現時点では非常に厳しい状況となっていることもお知らせをしておきたいと思います。本日、出席の代議員の皆様には、このことについてのご理解とご協力をさらにお願ひします。

以上、第4号議案に関して、基本方針の概略についてお話しをさせていただきました。

引き続き、各部からの説明をお願いします。

○総務部：

総務部から平成29年度の事業計画について、若干の補足説明をします。

総務の業務内容はそれほど大きく変わることはない、いつも同じような業務を行っているように思われるが、適正な登録業務に関してもいろいろな問題が発生し、新しい行政書士としての活動の仕方なども含めて登録のあり方、特に事務所の独立性の観点では、レンタルオフィスの取扱いの整理といったこともあるので、これらの問題について様々に検討を進め、皆さんが安全に業務を行えるように取り組んでいきたいと考えています。

また、例年どおり支部長協議会を開催しますし、インターンシップやメンター制度についても引き続き実施していきたいと考えていますが、これについては質問が出ていますので、後程回答します。

28ページの5番、コンプライアンスの徹底に関してですが、コンプライアンスの事例集を作成してはどうかと考えています。いろいろな事案について、どう対応したか、どう対応するのが良いかといったことを、皆さんの指針になるようなものとして取りまとめて配付したいと考えています。

7番、平成29年度の総会は正に今日ですし、新年賀詞交歓会は平成30年1月26日

の開催予定です。

日行連と北海道地方協議会による連絡会も開催しますし、少し息の長い取組になるのではないかと考えていますが、プロジェクトチーム制の運用については、引き続き対応していきます。

10番の会員管理システムですが、会員管理システムの更新は1年といった短期間で終わるようなものではなく、一応3年の計画で進めていきたいと考えています。

11番の「災害対策」ですが、先程もお話ししましたように、この6月2日に七士業団体と北海道との防災協定の締結があります。これについても、防災マニュアル、訓練に関しての質問が出ていますので、後程回答します。

以上です。

○広報部：

続いて、広報部より平成29年度の事業計画をご説明します。

まず、1番の「広報活動計画」についてですが、主眼としては、広報パンフレットの充実、ホームページ等のウェブの活用、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等のマスコミ媒体の一体的活用を図るという趣旨です。これに関しては、これまで取引があった各マスコミ、広告代理店等からプロポーザルを受け、幅広くインパクトのある広報活動を図ることを計画しています。

(2)、(3)についても同様に、テレビCM、ラジオ等の広告主となっていますので、番組内で行政書士を取り上げてもらう等の活動を年間通して行うことを要望して動いています。

次のポイントとしては、法教育の支援事業ですが、昨年度実施したことで行政書士の知名度アップや社会的役割の周知に一定の効果が得られたものと思います。ぜひ各支部で出前講座等を実施していただければと考えており、資料提供はもちろん、助成金等を今年度も確保しています。

3番の「他士業との協議」に関しては、今年度は社会保険労務士会が幹事となっており、引き続き参加する予定です。

30ページですが、質問・要望事項にも関連しますが、全道広報監察担当者会議を今年度も開催する予定ですので、要望事項や監察事案等がありましたら、積極的に情報提供や意見交換を行いたいと思っています。

自動車関連団体との協議についても、同様に行う予定です。

5番の広報資料に関してですが、広報グッズについては、支部の要望事項を聞きながら対応したいと思っています。また、「たくまくん」のグッズも「ユキマサくん」に負けないものを作りたいと思っています。

以上です。

○経理部：

経理部です。議案書30ページの中程になります。

1番の「健全財政の確立」については、記載のとおりです。

2番の「会費納入促進対策」については、会費納入促進委員会を中心に引き続き努力していきたいと思っています。質問事項も出ていますので、後程回答します。

3番の助成金については、各部所管の助成金の実態を精査し、より効果的な助成金のあ

り方について各部と継続して協議しつつ検討していきます。

以上です。

○業務企画部：

業務企画部からご説明します。31ページです。

1番の「受託事業の推進」については、経営規模等評価申請等受付業務、自動車登録相談窓口業務の二つの業務を従前どおり適正に業務を執行します。

2番の「業務開拓及び業務資料作成」についてですが、まず（1）の業務に関する法令の制定・改正に関しては適宜情報収集し、その内容を精査し業務資料を発行します。

また、新規業務の開拓に結び付くような先進的な分野等の情報を収集するとともに、動向を注視しながら、必要に応じてセミナーや研修会の企画、資料の作成、業務パンフレット若しくはリーフレットの作成等を行います。特に、前年度に引き続き、知的資産経営の分野に力を入れていきます。

（4）の北海道農業協同組合中央会、中小機構北海道、北海道中小企業団体中央会との業務提携の拡大について要請をします。

（5）の北海道信用保証協会と創業者向けセミナーの共催、許認可相談の専門家派遣について実質的な連携を進めていきます。

（7）については、質問にも出ていますが、国土交通省が実施する行政書士への自動車封印委託業務及び今後本格稼働するOSSに関して、その動向を見ながら、これらに対応するべく新たな組織を設置します。

（8）ですが、民間資格のアンケートを平成28年度に実施したことに続き、民間資格の研究、資格者との連携について検討します。これについても、質問が出ていますので、後程回答します。

3番の「専門員の育成及び研修システムの検討」ですが、（1）の国際業務専門員、融資申請支援専門員については、平成27年度に設置したワーキンググループを中心にして適宜会議を実施します。その中で、官公署、金融機関等と連携を図りながら、セミナーや相談会の実施、資料作成、研修会の企画に取り組みたいと考えています。

研修システムについては、ICT委員会が中心となり、北海道、日行連、他の単位会等から情報収集を行いながら検討を進めます。

4番の「社会貢献活動」ですが、（1）の夕張支援事業については、今年11年目となることから、これまでのような年度末の繁忙期の後方支援にとどまらず、行政書士の専門知識を活用した事業連携について夕張市と協議を進めます。夕張市長とお話をした際、空き家対策等には夕張市もかなり苦慮しているとのことですので、この点でもお力添えができるかと思っています。

5番の「情報リテラシーの育成・向上」についてですが、これについては、（1）の記載のとおり、北海道の統計局情報政策課と定期的に協議を進めつつ、ICT委員会を中心にして、日行連や各単位会の電子申請への取組の情報を収集しながら進めていきたいと思っています。また、その中にG-I Dを取り込んでいくことを考えた場合、G-I Dの活用促進が鍵となることから、その取得率の向上を目的として、G-I D取得の際の費用補助を実施します。これについても質問が出ていますので、後程回答します。

（5）ですが、グループウェア「デスクネッツ」を本会の会務に携わる組織構成員全員

に導入します。「デスクネッツ」については、メーリングリストの代用ができ、電子会議や会務等のスケジュール管理、各種議事録等の保管、内容確認等の機能があり、引継ぎが容易になる点、閲覧制限ができる点などにおいて非常に有用かと思います。

7番目の「日本政策金融公庫との業務提携」についてですが、前年度に続き、融資申請のワーキンググループが中心となって創業支援についての情報交換を行いながら、公庫の道内各支店と近接する支部との交流が図れるようなセミナーや相談会、研修会の企画を実施します。併せて、政策金融公庫との提携融資制度の創設について、引き続き要請していきます。

以上です。

○研修部：

研修部から平成29年度事業計画をご説明します。

1番の「総合法学講座、新入会員研修、一般業務研修」ですが、総合法学講座は日程が決まっていますので、着実に取り組みます。新入会員研修についても、前期と後期の2回実施します。

2番の「支部研修会の推進」ですが、昨年度同様、助成金の活用を図りながら、各支部においては、会員の研鑽のための研修を積極的に実施していただければと思います。

3番の各支部全道研修担当者会議ですが、これも年2回ほど、情報共有・意見交換を目的として開催したいと考えています。

4番の「特定行政書士法定研修」ですが、日本行政書士会連合会の意向に沿って法定研修を実施しますが、今年度は札幌で8月に実施する予定です。

5番の「その他」として、昨年10月に研修実施細則を改定して、その中で、新入会員研修を義務研修と位置付けて取組を進めていますが、新入会員登録証交付式の際に、その都度、コンプライアンス研修や他の基礎的な実務研修等々も含めてPRに努めながら、会員の能力の向上を図っていきたいと考えています。

また、昨年11月に設けた「研修あり方検討会」における検討が今年度にずれ込みましたので、この「研修あり方検討会」の検討結果をどのような形で研修部の事業に反映できるか、今年度中に検討したいと思っています。

以上です。

○宮元副会長：

34ページ、行政書士会北海道ADRセンター、35ページ、申請取次行政書士管理委員会及び法規等特別委員会に関しては、この2ページに書かれているとおりです。

○堂下副議長：

続いて、第5号議案について執行部から説明をお願いします。

○経理部：

経理部です。平成29年度収支予算の関係ですが、読み上げの関係がありますので、座ったままでご説明します。

「別冊2」の「平成29年度収支予算書」の1ページ、事業活動収入です。主なものですが、「2 入会金収入」が77名の予算立てとなっています。また、2ページの「5 諸収入」ですが、雑収入については409万7,000円となっています。

結果、事業活動収入計としては1億4,711万5,000円で、前年度比102.8%

の予算立てです。

次に、事業活動支出ですが、「1 事業費」の中の「1 会議費」から7ページの「12 申請取次行政書士管理委員会費」までのトータルが7, 111万8, 000円で、前年度予算比98.2%の予算組みとなっています。

8ページの「2 管理費」は、前年とほぼ同額の予算で4, 337万円です。

9ページの「3 連合会費及び支部費」は、会員増に伴う4, 971万円の予算立てです。

以上、「4 予備費」までを足した事業活動支出計としては1億6, 891万2, 135円という予算組みです。

事業活動収入計から事業活動支出計を引いたものが事業活動収支差額（A）で、マイナス2, 179万7, 135円となっています。

次に、「II 投資活動収支の部」です。

「1 投資活動収入」として特定積立金取崩収入が3, 000円、「2 投資活動支出」として固定資産取得支出が100万円、修繕費が100万円、特定預金支出が1, 600万円で、投資活動支出計としては1, 800万円ですので、投資活動収支差額（B）はマイナス1, 799万7, 000円となります。

先程の事業活動収支差額（A）と投資活動収支差額（B）を足した当期収支差額はマイナス3, 979万4, 135円で、これに前期繰越収支差額3, 979万4, 135円を足した次期繰越収支差額はゼロとなり、前年の繰越と収支が合うことになります。

次に、12ページの「業務用品あっせん特別会計収支予算書」ですが、収入・支出ともに211万円という予算です。

次に、14ページの「受託事業特別会計収支予算書」ですが、これも同様に、収入・支出ともに643万円という予算組みです。

16ページ以降は総括表ですので、ご覧ください。

以上です。

○堂下副議長：

説明が終了しましたので、引き続き「質問通告書・要望書」の答弁をお願いします。

なお、「その他」に分類している質問・要望については、今年度の事業計画や事業執行に関するものとして、併せて答弁をお願いします。

○吉村会長：

質問通告書8ページ。札幌支部 金崎代議員から基本方針に関わる質問ですので、私から回答します。

コンサルタント業務等に関して、具体例や展望等を聞かせて欲しいとのことですが、全国的に開催されている日行連主催の中小企業支援フォーラム等で事例発表されている、行政書士の強みを生かした経営分析等に裏付けされたコンサルタント業務については、今年度の新春業務セミナーで招聘した講師に象徴されますように、具体的な取組を行っている全国の事例についての情報を業務企画部を中心に提供したいと考えています。全国では知的資産経営を活かして取り組んでいる単位会や行政書士会員も数多くありますことから、これに関する情報をもう少し詳細に提供できるように取り組んでいきたいと考えています。

また、中小企業支援フォーラム等については、中央研修所のVOD等に収録されていま

すので、ぜひ多くの会員に見ていただき、新たな業務分野に参入している行政書士像を身近に感じて欲しいと思います。

以上です。

○業務企画部：

9 ページの「特定行政書士制度の推進」に関して、札幌支部 渡部隆太代議員からの質問ですが、先程の会長の基本方針に係る説明のとおり、特定行政書士に関してはまず日行連が行う事業ということです。そして、質問にあるように、申請取次やADRの権限付与等については、法律改正等の複雑な問題も含んでいるため、これから法改正に向けている検討が進められるものとは思いますが、実際のところはまだ進んではいません。このため、引き続き日行連の動向を注視しながら、その進捗状況等の情報を適宜提供していくということになります。

また、特定行政書士としての業務を実際に行ったかどうかという報告が北海道会に上がっているのかということについては、特にそのような報告は上がってはいませんが、そういうことがあれば、情報提供をしていきたいと思います。

以上です。

○総務部：

10 ページの青山代議員からの、変更の期間、登録までに2カ月ほどかかることから、いろいろ業務上の支障が出てきているので迅速にできないかとの質問ですが、現在、登録変更については、北海道会では月1回、登録調査委員会による調査を経て、日行連に送付をするという取扱いとなっており、日行連に送付するタイミングによっては、2カ月程かかってしまう場合もあります。確かに、いろいろと業務に支障が出てくるということを考えますと、他の単位会の取扱状況を見ながら、現制度の中で最大限支障が出ないように努めていきたいと考えており、また、他からも同様のことを聞いたことがありますので、日行連とも調整しながら、できる限り良い方向になるようにしていきたいと思います。

11 ページの札幌支部の山本代議員からの、インターンシップに関して、実施後に利用者から何か意見等はないかとの質問ですが、インターンシップは、受入れ先の会員の多大なる協力をもって成り立っており、そのことは利用者の会員もよく理解しているものと思っています。アンケートの記載を見てみますと、利用した会員からの意見はほとんどありませんが、受入れ先の会員からは、受入時間が足りないのかもしれない、あるいは、実施内容についてはどうなのかといった意見をもらうこともあります。今後も、より良い制度となるように検討を進めていくこととしています。

12 ページの災害対策に関して、防災マニュアルの周知及び防災訓練を行うとあるが、具体的な計画案があれば示されたいとの質問ですが、平成28年度は、防災マニュアルの基本となる危機管理フローチャートを作成した段階で、皆さんにはまだ公表をしてはいません。行動指針についても作成しているところで、常任委員会レベルや理事会レベル、そして支部を含めた拡大レベルと、それぞれに検証を行っていかなければなりませんので、現状では防災訓練の具体的な日程の設定には至ってはおられません。

内容としては、会員の安否確認、北海道及び市町村の要請による相談業務への対応のほか、事務局レベルでは避難訓練、自動体外式除細動器（AED）が中心になるものと思っています。

また、七士業による災害復興支援連絡会と北海道とが締結する「災害時における相談業務の応援に関する協定」には、北海道が行う防災訓練への参加が努力義務とされていますので、本会としても連携して行うことになるものと思っています。

また、平成29年以降については、今後の進捗を見ながら検討していくことになると考えており、暫くは手探りの状態が続くと思いますが、皆様の協力を得ながら次期執行部によって決定・実施されるものと思っています。

以上です。

○広報部:

13ページの山本代議員の、平成28年度は東京会法教育推進特別委員会の協力を得て出前講座を実施したが、継続的に取り組むに当たり、今後も東京会法教育推進特別委員会の協力を得て実施するのかとの質問ですが、これに関しては、予算措置もしており、また、お願いも内々ではしておりますものの、如何せん東京会の役員も委員も替わりますので、そういうことも踏まえて、いずれは各支部において、自立して出前教室、法教育を実施していただくようになることが目標かと思っています。

また、今年度の取組についてですが、これまで取り組んできた知見やノウハウを支部に伝えていきますので、それを活用しての実施ということになりますが、それに対する後方支援として、助成金や講師養成、教材の提供等に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○経理部:

14ページの旭川支部 伊勢田代議員の、会費滞納解消に向けた効果的な方策に関する質問ですが、質問の箇所は「別冊1」の最後のページにある「会費収納状況」に関するもので、ここには各支部の会費の収納状況が記載されています。

収入未済額については、現年度分収入未済額合計が331万円、滞納繰越分収入未済額の合計が926万2,410円の合計1,257万2,410円で、これを現年度分調停額1億2,558万円で割ると、約1割ということになります。

現在、経理部から各支部長あてに毎月、支部会員会費滞納者について文書により報告を行っており、会費滞納が長期化しないように、支部と連携を図りながら推進しています。

また、会費納入促進委員会の委員は、各担当地区の会費滞納者を定期的に訪問して納入促進に努めています。

平成28年度では、1年以上の会費滞納者6名について裁判所へ支払督促の申立てを行い、また、長期滞納者の1名に対して少額訴訟を提起し、結果、和解が成立しています。

経理部としては、滞納解消に向けて効果的な方策を検討し実行していくこととしておりますので、引き続き各支部の協力をよろしくお願いします。

以上です。

○業務企画部:

15ページ、小樽支部 佐々木代議員からの、「受託事業の推進」における自動車登録相談窓口業務に関しての質問ですが、自動車登録相談窓口業務は、現在、札幌、函館、帯広の3カ所で行っており、それ以外のところについては、開始当初に本会から各支局に打診したところ、他の支局においては支局職員での対応で十分間に合うとのことで、以来、対応要請自体がないことから、先程の3カ所で行っていないということです。

16ページの札幌支部 浅野代議員からの質問で、三つあります。

まず、(2)の空き家対策の会議に参加しての情報と、今後の活動状況や情報提供について説明されたいとのことですが、「北海道空き家対策等連絡会議」は、昨年6月3日と今年の2月21日に開催され、いずれの会議にも参加しています。この会議において、北海道から、空き家を買いたい人と売りたい人、貸したい人と借りたいと人の橋渡しを目的とした「北海道空き家情報バンク」というホームページを作成しているほか、「空き家」ガイドブックや「空き家対策Q&A集」を作成して、市町村に配付しているとのPRがありました。しかしながら、実際のところ、各市町村では空き家対策をどのように進めていいかわからないというのが現状です。

各市町村では、空き家等に対する相談対応を一応行っているものの、その内容は幅広く、専門分野に及ぶことも多いことから、士業団体等と連携しながら対応していきたいとのことで、我々のところにも相談体制を作ってもらいたいとの要請がきています。

これに対し、当会としては、問題の当事者に対する空き家等利活用のための説明会、無料相談会等の実施に向けた取組を北海道主導で進められたいとの要望を行うとともに、空き家を例えばカフェとかゲストハウス、あるいは、法律がどうなっていくかにもありますが、民泊、さらには障害福祉施設といったものに活用する方法の提案とか、その場合の許認可相談に対応できる旨をアピールしています。

今期は、より具体的な活動を行うため、ワーキンググループの設置も検討しており、その活動については、広報部と連携しながら、適宜、会報やホームページで情報提供を行いたいと考えています。

次に、(4)の農協等との業務提携についてですが、まず一つ目、北海道農業協同組合中央会とは、例えば、農業法人の設立や農地法の許可、6次産業化、相続といったことについて、農業従事者の方からの相談等に農協では対応が難しい場合に、例えば、当会に相談員の派遣依頼や農業従事者向けの相談会の開催、農協の窓口で平成28年度に作成したようなリーフレットを置いてもらうといった連携ができるのではないかと考えています。

2番目の中小機構北海道は、経営アドバイス事業に取り組んでいる組織ですが、起業や創業の分野に係る経営アドバイザーへの当会会員の登用、あるいは、専門家派遣への行政書士の登用、さらには、事業承継支援や知的資産経営支援等の分野に係るセミナーへの講師派遣といったことに協力ができるということで提携を検討しています。

3番目の北海道中小企業団体中央会は、事業協同組合の設立支援を行っている組織ですが、事業協同組合以外の法人等の設立についての相談があった場合、中央会では受け付けられないとして帰してしまうことがあるとのことで、それであれば、その断った方を行政書士会の方に誘導いただきたいということを含め、先日中央会の方との打合せの際に申入れを行うなど、徐々に業務提携を進めていく方向で取り組んでいます。

また、専門家派遣に関しても、現在検討中とのことなので、実際に設立が終わった事業協同組合において建設業の許可を取りたいといったことがあれば、行政書士会において対応が十分できる旨の話をしています。

これら三つの団体との連携は、今後も進めていきたいと考えています。

続いて、北海道信用保証協会とのセミナー共催や許認可相談への専門家派遣について、今後どうしようとしているのかとの質問ですが、昨年度の創業支援セミナーについては、

一定の評価を得ていますので、今年度も信用保証協会が事業に取り組むということであれば、本会に要請があるものと思っています。その場合は、創業支援は行政書士ということ为前提に、創業支援セミナーの共催に協力していく旨の話をしています。

それから、許認可相談等の専門家派遣については、保証協会側に規約の改正等の様々な問題があるとのことで、現在協議を行っているところです。

次に17ページ、小樽支部 尾上代議員から、空き家問題についての質問が三つ出ています。

まず、(1)についてですが、「北海道空き家等対策連絡会議」に参画してはいるものの、現状では明確な成果は上がっていないことから、今期は、より具体的な活動を行うためのワーキンググループを設置し、本会として今後どのような方向性で取り組んでいくことが必要なのか、それが会員の利益になっていくのかといったことも含めて検討することとしています。

(2)の相続以外の分野は想定できないとのことについては、先程の説明のとおり、相続以外の分野としては、例えば、空き家をカフェとかゲストハウス、民泊、障害福祉施設等への活用など地域経済活性化につながるような提案、そういったものもできると考えています。空き家が壊れたら困るといったことではなくて、活用できる空き家はビジネスにうまく活用してはといった方向性の提案ができるかと思っています。その場合には、許認可の相談といったことも必要になってきますので、行政書士の業務領域かと思っており、司法書士は対応できない分野であることを、連絡会議においても説明しています。

(3)については、各会議に参加して、(2)のような内容のことを各市町村に十分周知を図り、各支部へ相談等をしてもらうことによって、各会員の業務に最終的には結び付くような切っ掛けとなるのではないかと考えています。

次に、18ページ、小樽支部 佐々木代議員からの、自動車封印委託業務についての質問です。

まず、(1)と(2)に関してですが、丁種の封印業務については、現在のところ、日行連からの準則等の整備についての指示を待って対応する必要があるということと、先程の会長の説明にもありましたが、北海道の場合、七つの運輸支局と慎重に協議をしながら進めていく必要があるといった特殊性を有していますので、今後、詳細が決まり次第、順次情報提供等を行っていくこととしています。

また、(3)については、丁種の封印、OSSといったものを含めた自動車関連業務全体に対応ができるような自動車封印業務準備委員会といった委員会を組織して、その委員会の会議費用、活動費等に充てようと考えています。

次に、19ページ、札幌支部 原田代議員からの、民間資格アンケートの調査結果について、実際に民間資格者と具体的にどのような連携を想定しているのかとの質問ですが、アンケート調査の結果は会報に同封していますので、ご覧になった方はお分かりだと思いますが、その中から二つほど取り上げます。

まず、家族信託専門士という資格ですが、これは相続等の分野に係る資格で、例えば、信託組成が適切かどうかの判断、診断スキームの立案、信託契約組成に関わる見積書の作成、信託契約書の作成実務、公正証書の作成支援といった業務を行うこととされています。この資格ですが、業務の性質上、会員になるには行政書士、司法書士、弁護士が担い手と

して限定されており、本会としても、今後、家族信託の分野に関わっていくことが必要になることもありますので、このような資格の協会等とも連携を図っていけば、皆さんにも役に立つことがあるのではないかと考えています。

また、遺品整理士という資格ですが、これも相続業務と連動するものですので、相続業務と遺品整理士との連携も十分に想定され、業務の獲得にも結び付くのではないかと考えています。

次に、20ページ、札幌支部 金崎代議員から、電子証明書、G-I Dの取得の際の費用補助、G-I D導入サポートのための資料作成に関する四つの質問が出ています。

まず、一つ目の費用補助の実施時期については、総会後の常任理事会において詳細を決定し、会報等で周知を図った上で、今年度中の速やかな実施を目指しています。

二つ目の補助できる費用の範囲ですが、新入会員に対して100名まで、既存会員についても100名までを対象として、1人当たり5,000円を補助することを予定しています。

三つ目の資料を作成し配付できる時期ですが、会報等による皆さんへのG-I Dの取得補助の周知とほぼ同時期に、G-I D導入サポートのための資料作成も行いたいと思っています。

四つ目の広報の方法ですが、会報での周知及び指導ということを想定しています。

次に、21ページ、小樽支部 佐々木代議員の、G-I Dに関する質問ですが、まず、(1)については、先程と同様の回答になりますが、新入会員100名、既存会員100名に対して各5,000円を補助することとしています。

(2)は、先着順かどうかということですが、新入会員100名、既存会員100名については申込み順によることとしています。周知文を配付後、補助を希望する会員からG-I Dを実際に購入したことが証明できる領収書等を添付の上で支給申請をしてもらうこととなりますが、この事業は今期の事業ですので、平成29年4月1日以降に取得した会員に対して行います。ただ、皆さんから多くの申請が出され、新入会員100名、既存会員100名から漏れてしまった、あるいは、締切りが過ぎてしまったという場合ですが、その数によっては状況を見ながら、なるべく不公平のないように次年度も同様の内容の補助も検討していきます。

以上です。

○研修部：

引き続き、研修部から22ページの質問に回答します。

(1)については、先程の説明のとおり、特定行政書士制度は日本行政書士会連合会の事業であり、その修了者数については、皆様のお手元に必ず毎月届いている日本行政書士会連合会の「日本行政」やホームページにも掲載されています。因みに、本会の修了者数ですが、平成27年度は79名、昨年度は26名、合計105名です。

次に、(2)ですが、人員の派遣が伴いますので、当然に費用弁償が発生しますが、今年度は日行連から支給される費用で賄えますことから、事業計画の予算には計上してはいません。

次に、(3)ですが、当然、ノルマなどはあろうはずがないし、また、研修の受講料は確かに安くはありませんが、いろいろな意味で政策的なこともありますので、ご理解いた

ければと思います。

以上です。

○ADRセンター：

23ページ、旭川支部の江口代議員からの五つの質問に回答します。

1番目の対象の地域はどこを予定しているのかということですが、昨年も説明したように、現在は札幌管内で行っていますが、これを旭川、函館、釧路の各管内での実施を予定しています。

2番目の支部あるいは弁護士会等とどのような目的を持って打合わせを行うのかということですが、打合わせを行った函館支部については、支部の役員及び弁護士会の方に裁判外紛争処理での市民への問題解決の必要性を説明し、協力要請を行ったということです。

3番目の弁護士会等の「等」は他に何を想定しているのかということですが、これについては、市民から相談案件が寄せられている地元の消費者センターや市町村が設けている消費者問題担当係といったところを考えています。

4番目の対象とする地域でのADR需要を調査しているのかとの質問ですが、国土交通省が主催するセミナーには、各地域の消費者センターや消費者担当係の方たちが多数参加しており、今年の2月に札幌で開催されたセミナーには遠くは沖縄県の市町村の担当者が参加していました。この中で、担当者たちは、特に敷金返還や原状回復の問題への対応に困っているという事実が分かりましたので、そこにADRの需要があると考えています。

次に、5番目の伝え聞くとところでは、日行連は各都道府県に1カ所ADRセンターがあれば良いとの見解であると聞いているとのことですが、私としてはその見解は全く承知していません。

以上です。

○経理部：

24ページ、旭川支部 曾木代議員からの、ADRセンター費について、前年度決算額の約218万9,000円からみて、新年度予算計上額は妥当かとの質問です。

平成28年度は調定事案が計画よりも少なかったことや各支部開催調定準備事業費が計画的に執行できなかったこと等により、決算額が218万9,000円となっています。新年度の調定件数の想定は非常に難しい面はありますが、その他は事業計画に見合う予算となっています。

また、調定件数に比例する費用と、その他の研修や活動に要する費用を明確に区別すべきと考えるが、区別しない理由は何かとの質問ですが、「平成29年度収支予算書」の7ページに、「11 ADRセンター費」として1本で400万円を計上していますが、この説明欄に費用の明細を記載しており、このような予算立てを行っていますので、ご理解願いたいと思います。

なお、調定件数については、今年度10件を見込んでいます。

以上です。

○総務部：

先程の説明にありましたとおり、25ページ、26ページ、27ページ、それと36ページについては、役員選任が終わった後に説明をします。

28ページは、先程回答しています。

○研修部:

29ページの要望に対する回答が漏れていましたので、改めて回答します。

業務の拡大、新規分野への取組等に対する要望ですが、研修部は、確定事項がなければ計画が立てられない性格の部ですので、新しい分野あるいは新規開拓等については、その確定事項が見通せるようになった時点で、業務企画部と緊密に連携しながら、従来どおり業務研修を実施していく予定ですので、ご了解願いたいと思います。

○総務部:

30ページ、札幌支部の堀川代議員からの、メンター制度について、研修会での周知や申込書の簡略化・省略等を図り、使いやすい仕組みにして欲しいとの要望ですが、現在、インターンシップ、メンターについては、毎月の登録証交付式において一応の説明は行っておりますので、登録証交付式に参加の会員には了解されていますが、できる限り周知の機会を増やしていきたいと思っています。

次に、31ページ、根室支部の井上代議員からのインターンシップ、メンターについての要望ですが、ただ今も説明しましたように、インターンシップ、メンター制度については会員への周知が不足している面があるのかもしれない一方で、インターンシップについては対応してもらえる事務所が限られており、また、日程的な調整が難しいということもあります。しかしながら、これらの制度は、会員の道標となる大切な制度と捉えており、より利用しやすい制度とするべく検討を重ねて推進をしていくこととしていますので、引き続きご協力をお願いします。

○広報部:

32ページ、札幌支部 紺野代議員からの、何かインパクトのある広報も考えて欲しいとの要望ですが、これはウェブで検索されるようなインパクトのある広報を行って欲しいとの趣旨ではないかと思っています。

実際のところ、十数年前に「たくまくん」というキャラクターを作製してインパクトのある広報に取り組みましたし、10年前は夕張支援を行ってインパクトのある社会貢献に取り組みました。この他、「24時間テレビ」といったイベントにも参加し、また、障害者支援関係の自立支援についてのセミナーを行い、テレビCM・ラジオCMにも取り組みました。毎年毎年いろいろなインパクトのある広報活動をやり続けなければ、いずれ普通の広報になってしまうということだと思います。

このようなことから、今年度は、広報を専門に扱う広告代理店を通して、新たに一体的な広報に取り組むこととしており、また、テレビCMについても新たな素材を作製したいと考えていますので、それぞれの実現に向けて検討を進めているところです。

33ページの山村代議員の要望ですが、これについても同様の回答になりますが、今年度は専門家を活用しながら、広報の見直しを行うとともに、パンフレットやチラシの見直しも行う予定です。

最後に、34ページ、秦代議員からの、表示板の製作費用を助成願いたいとの要望ですが、これまでに現物で支給をしています。本会に申出があれば速やかに対応することになるかと思っています。

以上です。

○業務企画部:

35 ページ、札幌支部 越智代議員からの、任意会については、会員外への周知が難しい現状があるので、例えば、広報部が運営するホームページへの告知掲載ができるよう、さらなるバックアップをお願いしたいとの要望です。

確かに、任意会の育成・助成については、現在、活動するための助成金の支給にとどまっており、さらなる任意会の育成ということを考えますと、広報部が運営するホームページへの掲載を図るなど、広報部と連携しながらしっかり任意会の育成に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○堂下副議長：

ただ今の答弁について、質問通告者に再質問の有無を順次確認します。

まず初めに、質問通告書 8 ページ、札幌支部 金崎代議員、再質問はありますか。

○金崎代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。次に 9 ページ、札幌支部 渡部代議員。

○渡部代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。続いて、10 ページ、札幌支部 青山代議員。

○青山代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。11 ページ、札幌支部 山本代議員。

○山本代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。12 ページ、旭川支部 中井代議員。

○中井代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。13 ページ、札幌支部 山本代議員。

○山本代議員：

あります。

○堂下副議長：

はい。お願いします。

○山本代議員：

今年も東京会の協力を得て、法教育、出前講座を実施することを想定して、予算付けを行っているのですが、出前講座を何回ぐらい実施できる予算になっているのか伺います。

○広報部：

予算的には昨年度の事業費１５０万円の半分ぐらいに抑えていますので、昨年度は出前講座の関係で３回程来道いただきましたが、今年度はそういう訳にはいきませんので、せいぜい１回、あるいは、ぎりぎり２回ではないかと思っています。

○堂下副議長：

１４ページ、旭川支部 伊勢田代議員。

○伊勢田代議員：

あります。

○堂下副議長：

はい。お願いします。

○伊勢田代議員：

私からは、財政、経理に関する経理部長の答弁を基に賛成の立場で、改めて状況認識を二点と、それに関連する要望・意見として二点を述べます。

まず、状況認識についてですが、経理部の方針中の２番、「会費納入促進対策」の３行目後段に昨年までの方針と違った記述として、少額訴訟の提訴についての記述があり、この背景が恐らくは、これから述べる状況の認識に関わるものと思います。資料の３０ページに関しては、ここ３年余りの資料しか持ち合わせていないので近視眼的な分析になるかもしれませんが、第１点としては、当年度の収納状況について提示資料の中から読み取れることは、全体的には０．７ポイントの改善に向かっています。特に、ここ２年から３年の間では、当年度の分に関しては各支部あるいは本会において大変努力をしているということだと思います。

しかしながら、もう一点は大変深刻な問題として、過年度分の滞納に係る収納状況に関して、三つ程ポイントがあります。第１点は、滞納に係る調定額については平年変わらないものの、収入未済額については特に前年度と今年度を比較すると１００万円程増えています。加えて、収納率について、平成２６年度末は３０．５％だったのが、平成２７年度末は２３．２％、平成２８年度末に至っては１６．０％と下がっています。滞納の調停額は変わらないのに収入未済額が増えて、かつ収納率が落ちている。この背景が恐らくは、（２）の提訴の背景になっているのではないかと考えています。

そこで、具体的な要望・意見ですが、まず第１点は、組織が強い意見や決断をせざるを得ない段階にあるのではないかと考えていますので、少なくとも本会や納入委員会を含めて各支部との一層の連携をお願いします。もう一つは、会費納入促進委員会については、経理部長の説明にありましたように、大変努力をされていることも十分理解できましたので、どの時期に、こういった内容で、どういう手段で、どの程度の情報を開示するかということはお任せしますが、できる限り北海道会総体として強い決断を望むとすれば、一定程度の情報共有に努められるのが良いのではないかと考えています。

○経理部：

細かい数字を挙げてチェックしていただきました。全道にいる会費納入促進委員が実働部隊として、会費滞納の会員と向き合いながら、一生懸命に取り組んでいます。

滞納の過年度分の金額が多いといった意見がある中で、いろいろな要素を含めて、収納できるのか否か、非常に難しい面があります。事務所も本人もそこにはいないが、住民票は動かしていないというように、追跡ができない会員が何名かいます。いろいろな絡みが

ある中で、様々に情報を集めながら取り組んでいますし、少額訴訟もやらざるを得ないものについては、顧問弁護士とも相談をしながら回収をするということで取り組んでいます。

各支部会員の滞納状況については、先程も説明しましたように、各支部長に毎月送付しています。支部長も大変だとは思いますが、そういう状況の中で取り組んでいます。

代議員からのご意見については、新執行部において検討していかなければならない問題ですし、経理部の新メンバーがこのことを忘れることなく、業務にあたっていきたいと思っています。

○堂下副議長：

確認します。１５ページ、小樽支部 佐々木代議員。

○佐々木代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。１６ページ、札幌支部 浅野代議員。

○浅野代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。１７ページは答弁のみですので、次に１８ページ、小樽支部 佐々木代議員。

○佐々木代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。１９ページ、札幌支部 原田代議員。

○原田代議員：

ありません。２０ページ、札幌支部 金崎代議員。

○金崎代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。続いて２１ページ、小樽支部 佐々木代議員。

○佐々木代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。２２ページは答弁のみですので、２３ページ、旭川支部 江口代議員。

○江口代議員：

あります。

○堂下副議長：

はい。お願いします。

○江口代議員：

質問の４番の対象とする地域でのＡＤＲの需要を調査しているのかとの質問に対して、地方においては困っている方がいるので需要があるとの回答でしたが、それは２００万都市の札幌よりも多いという趣旨なのかということと、札幌においては需要はたくさんあると思いますが、前年度の実績は１件とのことで、この件数が伸びない理由としては、既存

の裁判所の民事調停等と比べてメリットが少ないと思われるからではないかと思うのですが、これについての考えをお聞かせいただきたい。

○ADRセンター：

今までは国土交通省の予算付けがありましたので、本会においても相談会を開催できましたが、この予算措置がなくなったこともあって、セミナーに参加しています。

先程もお話ししたとおり、このセミナーには、市町村の関係では名寄とか士別、あと室蘭、中標津といったところも参加していましたが、別途グループディスカッションが用意されていました。このディスカッションは事前申込が必要でしたので、オブザーバーで聞かせてもらいました。その時に、地方では60万円以下の少額案件が多いことから、弁護士会もなかなか力が入らないというのも事実ですし、消費者センターの相談員もこの種の問題に対する特訓を受けている訳ではないので、本当に困っているとのことでした。このようなことを手掛かりとして、ADRが各地方の消費者センターと連携できれば、行政書士のPRにもつながるとともに、現実には相談を受ける方が困っているという事実がありますので、全道にこれが広がることによって一定以上の受け口になるものと思います。

また、この種の問題についての問合せは非常に多いものの、ADRは弁護士会との関係もあって縛られています。昨日も、調定をお願いしたいとの申し出がありましたが、損害賠償も絡んでいましたので、私どもの弁護士委員に相談したところ、弁護士法に触れるとので、この案件のように調停を諦めなければならないケースが多々あります。

今年度の調停実績については、4月にADR調停の申込みが1件あり、この案件は1回の期日で和解が成立しています。潜在需要はあると考えています。私どものADRは費用を徴収していますが、それでも申込みがあり、これまでの調停実績につながっています。

先程もお話ししたとおり、各地方の消費者センターや消費者担当係の方は非常に困っていることがはっきりしましたので、このあたりの需要を喚起していくと、旭川、函館、釧路においても、この問題に対応できるのではないかと考えています。

○堂下副議長：

続けます。24ページ、旭川支部 曾木代議員。

○曾木代議員：

ありません。

○堂下副議長：

はい。

以上で、質疑は終了しました。これより第4号議案及び第5号議案について採決を求めます。

お諮りします。賛成の代議員は拍手をお願いします。

(拍 手)

○堂下副議長：

賛成多数と認めます。よって、第4号議案及び第5号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第6号議案の「役員の選任について」を議題とします。

まず、会長選挙の関係についてですが、選挙管理委員長より、報告その他を含めてお任せしますので、よろしくお願いします。

○村田選挙管理委員長：

選挙管理委員長の村田です。

会長選挙について、ご報告します。

会則第57条によると、「役員の任期は、就任後の2回目の定時総会の終結のときまでとする」となっており、本年度が会長選挙を実施する年に当たります。

去る3月9日開催の選挙管理委員会において、会則施行規則第116条に基づき、4月18日に会長選挙に関する告示をすること及び4月24日の午前9時から午後5時までを会長立候補届出の期日とすることを決定し、これを告示しました。

本会会議室において、4月24日に立候補届を受理しましたところ、当日の立候補届出は札幌支部の宮元仁会員のほかに立候補届がありませんでしたので、会則施行規則第83条の「会長候補者が1人の場合は、投票を行わず無投票当選とする」との規定に基づき、宮元仁会員を当選者と決定しました。

以上、ご報告します。

○堂下副議長：

ただ今、選挙管理委員長から報告がありましたとおり、本総会において札幌支部 宮元仁会員を会長に選任することに決定しました。

ここで、会長に当選されました札幌支部 宮元仁会員に、会則施行規則第84条第2項の規定に基づき、選挙管理委員長より当選証書の交付があります。

お願いします。

○村田選挙管理委員長：

当選証書 宮元仁様

あなたは 平成29年5月19日執行の北海道行政書士会会長選挙において会則施行規則第83条の規定により当選されました よって その証として本証書を交付します

平成29年5月19日 北海道行政書士会選挙管理委員長 村田菊男

(当選証書授与 拍手)

○堂下副議長：

第6号議案では、会長のほかに副会長、理事、監事の選任がありますので、引き続き、副会長ほか役員の選任に移ります。

総務部長、お願いします。

○横内総務部長：

会長の選任が確定しましたので、選考委員会を直ちに立ち上げて、副会長ほか役員選出に入りたいと思います。

先程、選挙管理委員長の会則第57条についての説明にもありましたように、平成27年5月の定時総会で選任されました副会長、理事、監事の役員の方々は就任後の第2回目の総会、すなわち本総会の終結時をもって任期が満了となります。本総会においては、昨年度の総会で会則変更の承認をいただいたことを踏まえ、議案のとおり、副会長5人以内、理事30人以内、監事3人以内の選任をお願いするものです。

副会長は、会則施行規則第89条により選考委員会によって選出するとされています。ただし、同条ただし書きにより、副会長のうち1人は今回選任されました会長が個人会員のうちから指名し、選出できるとされています。

理事は、会則施行規則第90条により選考委員会によって選出するとされています。ただし、同条ただし書きにより、理事のうち3人以内は今回選任されました会長が個人会員のうちから指名し、選出することができるとされています。

監事は、会則施行規則第91条により会長を除いた選考委員会によって選出されます。

なお、選考委員会は、会則施行規則第88条第2項により、今回選任されました会長及び各支部1人の委員をもって構成するとされています。

副会長、理事、監事の各役員の選任をお願いします。

○堂下副議長：

ただ今の執行部の説明について、何かご質問がありますか。

質問なしと認めます。

それでは、これから、会則施行規則第88条第1項の規定により本総会に選考委員会を設けますが、既に各支部より1名の選考委員が報告されています。

私から名前を読み上げますので、その場で起立をお願いします。

まず初めに、札幌支部 長谷川征輝代議員

続いて、函館支部 山口敏史代議員

続いて、小樽支部 秦健一郎代議員

続いて、空知支部 西田一男代議員

続いて、旭川支部 伊勢田正義代議員

続いて、網走支部 遠藤雄大代議員

室蘭支部 甲田啓一代議員

苫小牧支部 土井光博代議員

日高支部 永崎広実代議員

十勝支部 田中長親代議員

釧路支部 加藤超代議員

根室支部 岩田憲明代議員

お諮りします。先程会長に選任されました宮元仁さんと、ただ今名前をお呼びした12名を選考委員とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○堂下副議長：

異議なしと認め、そのように決定します。

選考委員会は3階の「いずみ」で開催しますので、選考委員の方々は会場へ移動願います。

それでは、暫時休憩とします。

(休 憩)

○堂下副議長：

休憩を解き、会議を再開します。

役員の選任について、選考委員長より報告を求めます。

○伊勢田選考委員長：

12名の選考委員の互選により委員長に選出されました、旭川支部の伊勢田です。

3階の「いずみ」の間で、宮元新会長同席の上で、副会長4名、理事25名、監事3名を選考しましたので、選考結果をご報告します。

まず副会長ですが、会長指名枠1名を含め4名です。

日高支部 菊地淳史さん、函館支部 小林八重子さん、札幌支部 大沼準さん、会長指名 旭川支部 榎又政浩さん。以上4名です。

続いて理事です。各支部には、それぞれの会員数に応じて割り当てられますが、まず各支部から選出の分の22名です。

旭川支部は2名で、佐藤聡さん、平間丈嗣さん。

函館支部も同じく2名で、松田聡さん、嶋田不二雄さん。

十勝支部も同じく2名で、目崎達雄さん、田中長親さん。

続いて、空知支部は神田康雄さん。

網走支部は廣木保博さん。

小樽支部は大淵勝敏さん。

釧路支部は沢田千鶴子さん。

苫小牧支部は大井義信さん。

室蘭支部は甲田啓一さん。

日高支部は湯川剛さん。

根室支部は丹羽大地さん。

続いて札幌支部。8名で、酒匂桂子さん、野口哲郎さん、長谷川征輝さん、三浦勝也さん、紺野裕和さん、長島靖子さん、森越博嗣さん、羽賀亮介さん。

以上が、支部選出の選考結果です。

続いて、宮元新会長の指名枠3名の理事です。

函館支部の北村資暁さん、網走支部の横内寿治さん、札幌支部の長野源太さん。

以上、支部選出22名と会長指名3名、合計25名の理事です。

続いて、監事3名です。監事3名については、宮元会長を除く選考委員のみで選考しました。3名それぞれ現職の留任との方針でございましたが、榎又監事の副会長への選任に伴って1名欠員となり、また、監事のお一人が一身上の都合で留任できないとの事情もありまして、札幌支部の住友秀紀さん、室蘭支部の高橋國夫さん、根室支部の平賀禎彦さんの3名です。

以上、副会長4名、理事25名、監事3名の選考結果についてのご報告とします。

○堂下副議長：

ただ今、選考委員長から名前を読み上げられた、それぞれの役職に就任予定の方々は、その場で起立をお願いします。

選考委員長より報告のあった選考結果について、承認の方は拍手をお願いします。

((拍手))

○堂下副議長：

ありがとうございました。

以上で、第6号議案の「役員の選出について」を終了します。

それでは、積み残しとなっておりました「質問通告書・要望書」の25ページから27ページ及び36ページの件について、執行部よりそれぞれ答弁をお願いします。

○総務部:

25ページから27ページと36ページについて、私から説明します。

25ページ、小樽支部の佐々木代議員の質問ですが、本会は3月決算ですので、3月末に帳簿を締めて決算手続を進める中で、4月の中旬に監査があります。本年の場合ですと4月13日と14日が監査日で、監査と併行して、議案の精査や印刷といった段取りとなります。印刷も校正を含めて10日前後、また、納品までにどうしても14～15日を要することになります。このようなスケジュールの中で、議案等を発送すると、大体毎年ゴールデンウィークにかかってしまい、ちょうど事務所を閉めている中での送達となることもあると思っています。

特に本年は、会場確保の兼ね合いで、例年よりも1週間程早い総会開催の日程となり、代議員の方々にご不便をかけたものと思っています。このようなことから、今回は12日が通告の締切りで、1週間を切るような中での答弁となり、非常にタイトで、我々としても厳しい対応となりました。今後、ただ今のご指摘も勘案しながら、前向きに努力したいと思っています。

次に、26ページで、昨年の定時総会の議事録が本年の4月6日になってホームページに公表されたが、丸1年近くかかってしまったのはどうしてかということですが、議事録の作成については、通常、総会が終わって、6月頃からテープ起しされた議事録の精査に取り組み、10月か11月の常任理事会での確認を経た後、議事録署名人の署名という段取りで進めます。例年は11月頃には終了しますが、昨年、小樽支部から議事録の概要でも良いのではないかと意見も出されたことから、今回、全文の入った議事録と要約版を作成することとしましたので、結果として、今年の1月まで要したということです。

本来は、議事録を取りまとめて、あまり日を置かずにホームページに掲載するところですが、同時期に本会のホームページのリニューアルが重なったため、新しいホームページの改訂に合わせて掲載をするとの対応となったことも遅くなった一因です。今後は、より速やかに掲載できるよう対応したいと思っています。

続いて、27ページの質問で、ホームページの会員ページで、総会議案書をPDF公開することは可能かということですが、代議員のみならず全会員が本会の事業を精査して、その意見を各代議員が吸い上げて総会場で質問し、北海道会をより良い方向に進めていくのが本来ではないかということについては、そのように思っていますし、そうあるべきだとも思っています。公表については可能だとは思いますが、議案書送付の関係で触れましたように、日程が非常にタイトなことから、なかなかそこまで作業が追いついていないのが現状です。

今後、全会員の様々な意見を吸い上げる必要性を念頭に、より多くの会員の意見を吸い上げる方法を、代議員制度の中にどのように取り込んでいくことができるかの検討を進めていきたいと思っています。

最後に36ページ、木田代議員からの要望ですが、時代もいろいろと変わり、特に女性の会員が増えている中で、現姓と旧姓の使用は今後も増えていくと思いますが、これは北海道会だけでできることではありませんので、より使い勝手の良い制度になればとの思いで、日行連に本会としての意見や考え等を伝えていきたいと思っています。

以上です。

○堂下副議長：

ただ今をもって、質問・要望については全て終了しました。

10 会長就任あいさつ

○堂下副議長：

それでは、今回の総会において、新たに選出されました宮元新会長より就任のご挨拶をお願いします。

○宮元新会長：

朝からのご審議、本当にお疲れ様です。そして、本当にありがとうございます。

思い起こせば4年前、非力で無鉄砲で、しかも、対抗出馬した私を、方々から批判されることが分かり切っているにも関わらず、執行部へ男気ある抜擢をしてくれたことに加え、今回も3カ月前より後継指名をしてくださった吉村学会長に心から感謝申し上げます。

冒頭、突然ですが、吉村学会長に会則第55条により名誉会長の就任をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○堂下副議長：

ただ今、宮元新会長から名誉会長の委嘱についての提案がありました。

お諮りします。吉村学会長に本会の名誉会長を委嘱することについて、賛成の方の拍手をお願いします。

(拍手)

○堂下副議長：

賛成多数と認めます。

それでは、挨拶を続けてください。

○宮元新会長：

ありがとうございます。吉村名誉会長には、まだまだ活躍をお願いしたいと思います。

また、これまでの間、いろいろとご指導いただきました、加藤隆夫前名誉会長にも感謝申し上げます。

後継の指名以来、緊張の日々が続いています。会長になろうとする意欲と就任しなければならぬという全く違う次元の重圧があり、その重圧に押し潰されてしまうのではないかと恐怖感がある中で、最近ふと思い出されますのが、深貝亨相談役が会長時代によく話されていた「会員一人ひとりを愛すること、いとおしく思う気持ちを持つことが、そのまま自分に返ってくる」という言葉です。私と皆さん一人ひとりがつながっていくことによって、より良い北海道行政書士会を作り上げていく上での礎になると思うと、すーっと重圧感が薄らいでいきます。ぜひ皆さん、そういうつながりを持って、皆様のための会を私と作っていこうではありませんか。

私は所信の中で、「豊かな行政書士へ 安定の追求」という命題を掲げました。早急に取り掛かるべきことに、今日何度も話に出た自動車登録関連手続の整備があります。スピード感を持って遂行するためには、ぜひとも皆様の協力が必要ですので、どうか私に力を貸してください。

車両関係は近々の事業ですが、私の中長期的ビジョンとしましては、研修事業を骨格に据えた情報収集を一元的に管理運用できる会務運営を目論んでいます。研修といっても、

法学講座のようにアカデミックなものから個別の業務指導など様々な形態がありますが、それらをフルラインアップで皆様の状況に合わせて、一人ひとりがスキルアップできるような形を追求していきたいと思っています。

また、情報の一元化に関しては、次世代の会員のためにも構築していかなければ、行政書士が他の法律系士業から置いてきぼりにされてしまうことは容易に想像できますので、まずは会員が有用な情報を何時でも引き出せるようにする、そういうところから始めていきたいと思っています。

次に、北海道会を日本で一番、行政書士が認知される会にしたいということです。「たくまくん」を作ったのは良かったのですが、何時までも「相続は行政書士」というようなコマーシャルではなかなか行政書士を知ってもらうことはできませんし、そういうことに關して、特に若い会員から不平が聞こえてきます。広報、広告に関しては、戦略的に行っていきたいと考えています。

次に、お客様に如何に行政書士を利用していただくか。例えば、「会社を作りました」「許認可を取りました」「会計をやっています」というと、一応仕事はつながっていますが、顧客のニーズというのはそれだけではなく、潜在的な別口のニーズもあります。それを引き出すテクニック、いわゆる提案型のコンサルタントとしての行政書士像をこれから作り上げていきたいと思っています。

また、近年、インバウンドということを目にしますが、外国人と行政書士の業としての関わりについても何らかの方法を考えていかなければならない。欧米や近隣アジア諸国に行政書士の情報が適切に発信され、また、外国語のパンフレット等の用意があれば、自ずと我々を活用したいという外国人からの依頼の増加が見込まれますので、適切にアナウンスされるように、関係諸団体と連携して対応していきたいと思っています。

私の取り組みたいことの触りを述べました。他にも所信を掲げていますが、生涯一行政書士として、皆様と皆様の周りの人々が少しでも豊かになるために全力で活動する考えですので、今後とも力を貸してください。事務局の皆さんも、よろしくお願いします。

若輩ですが、誠実に会務を遂行しますので、今後ともよろしくお願いします。(拍手)

○所村議長：

全ての議案の審議が終了しましたので、正副議長の任を解かせていただきます。

代議員の皆さん、執行部の皆さん、スムーズな議事の進行に協力をいただき、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。(拍手)

○堂下副議長：

皆様の絶大なるご協力をいただき、無事に大任を果たすことができました。本当にありがとうございました。(拍手)

○司 会：

議長団のお二人、本当にどうもありがとうございました。

お二人の労をねぎらいまして、今一度温かい拍手をお願いします。(拍手)

11 閉会のことば

○司 会：

「閉会のことば」を北海道行政書士会 菊地副会長よりお願いします。

○菊地副会長：

閉会のことば

本日は、長時間にわたり真摯にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

吉村会長をはじめとして、今回の北海道行政書士会定時総会にて役員を退任される皆様には、長年にわたる会務遂行の重責、お疲れ様でした。誠にありがとうございました。

本日、選出された宮元新会長と新役員の皆様には、引き続き、会務の遂行、会の運営を会員のために取り組んでいただきたいと思います。

また、代議員の皆様には、お客様の前では一人ひとりが北海道行政書士会の代表であり、その後ろには1, 750人余りの会員がいるという気構えで業務にあたってください。

本日、承認をいただきました平成29年度年次事業計画を誠実に遂行し、今後も、より良い北海道行政書士会を作り上げるよう新役員で会務を進める考えです。私自身も、新役員の皆様や代議員の皆様、各支部役員の皆様のお力を借りながら、行政書士制度の推進、より良い北海道会を作り上げるために、力を込めて物事を進めていきたいと思います。

結びに、吉村会長をはじめ、今回退任される皆様に感謝の気持ちを込めて、全員の拍手で労をねぎらいたいと思います。ご協力をお願いします。(拍手)。

ありがとうございました。

それでは、これにて第58回定時総会を終了します。

どうもありがとうございました。(拍手)

平成29年5月19日

議 長 実印

副 議 長 実印

議事録署名人 実印

議事録署名人 実印